百三十二号)の規定に基づき、 規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市再開発法施行規則を次のように定(昭和四十四年法律第三十八号)及び都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二

第一条 一条 都市再開発法(以下「法」という。)第七条の二第三項の規定による要請をしようとする(市街地再開発促進区域内の第一種市街地再開発事業の施行の要請手続) であることを証する書類 要請しようとする者が一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者 施行要請書に、次に掲げる書類を添付して、これを市町村長に提出しなければならない。

法第七条の二第三項の同意を得たことを証する書類

(施行要請に関する借地権の申告を行うべき旨の公告)

に規定する単位整備区の区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が第一条の二 市町村長は、法第七条の三第二項の公告をしようとするときは、法第七条の二第三項 地について未登記の借地権を有する者は法第七条の三第三項の規定による借地権の種類及び内容含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番)並びに当該単位整備区の区域内の宅 の公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。 の申告を行うべき旨を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてそ 2

(施行要請に関する借地権の申告手続)

告書を市町村長に提出しなければならない。 法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、 別記様式第一の借地権申

前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

るに足りる書類)(第二十四条第二項において「本人確認書類」という。) するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認す十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)の写しその他その者が本人であることを確認 定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百 識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規 一条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を 借地権申告書に署名した者の運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十

借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取 (方位を記載すること。)

ができる。 その書面がその借地権を証するに足りないと認めるときは、更に必要な書類の提出を求めること 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合において、

(市街地再開発促進区域内における建築許可の申請)

第一条の四

するものとする。

法第七条の四第一項の許可の申請は、別記様式第一の二の建築許可申請書を提出して

前項の建築許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

(土地の買取りの申出の相手方の公告)

内にあつては、当該市の長)の定める方法でするものとする。 第一条の五 法第七条の六第二項の規定による公告は、次に掲げる事項を都道府県知事 (市の区域

当該市街地再開発促進区域の名称

土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所

当該相手方に対し申出をすべき土地の区域

前項第三号の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該 域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならな

(個人施行に関する認可申請手続)

可申請書とともに提出しなければならない。 つては規準及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認 一条の六法第七条の九第一項の認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあ

(個人施行に関する認可申請書の添付書類)

第一条の七 法第七条の九第一項の認可を申請しようとする者は、 添付しなければならない。 認可申請書に次に掲げる書類を

有する者であるときはその旨を証する書類 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を

法第七条の十二の同意を得たことを証する書類

ては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする者が法第七条の十三第一項の同意を得なければならない場合におい

を添付しなければならない。 法第七条の十六第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、 認可申請書に次に掲げる書類

二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする個人施行者が法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十

一 認可を申請しようとする個人施行者が法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十 三第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする個人施行者が法第七条の十六第三項の同意を得なければならない場

法第七条の二十第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、 合においては、その同意を得たことを証する書類 認可申請書に第一種市街地

開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。 (規準又は規約の記載事項)

次に掲げるものとする。

3

第一条の八 法第七条の十第十号の国土交通省令で定める事項は、 審査委員に関する事項

会計に関する事項

規約で定める規模 事業計画において個別利用区が定められたときは、 法第七十条の二第二項第三号の規準又は

第一種市街地再開発事業の名称

(個人施行に関する公告事項)

第一条の九 法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

施行認可の年月日

事務所の所在地

施行者の住所

五四 事業年度

公告の方法

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。

第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月

号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容 施行者の氏名若しくは名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、

の ときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前 施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された

4

ばならない

法第三十八条第一項の認可を申請しようとする組合は、

認可申請書に次に掲げる書類を添付

上

- 決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個
- 法第七条の十七第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可の年月日
- 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
- 定める事項は、第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日とす法第七条の十七第七項の規定による届出を受理した場合における同条第八項の国土交通省令で 法第七条の十七第四項後段の規定により規約について認可した旨及びその認可の年月日
- 5 法第七条の二十第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。
- 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日
- 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

(施行者の変動の届出)

- 第一条の十 若しくは消滅があつたことを証する書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 に、当該変動の原因である一般承継又は所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継一条の十 法第七条の十七第七項の規定による届出をしようとする施行者は、施行者変動届出書 (定款の記載事項)
- 第一条の十一 用する。この場合において、 えるものとする。 い場合において、第一条の八第三号中「規準又は規約」とあるのは「定款」と読み替法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準 2

(組合施行に関する認可申請手続)

- 第二条 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、 に提出しなければならない。 定款及び事業計画を認可申請書ととも
- に提出しなければならない。 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、 定款及び事業基本方針を認可申請書ととも

(組合施行に関する認可申請書の添付書類

- 第三条 なければならない。 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、 認可申請書に次に掲げる書類を添付し
- 有する者であることを証する書類 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を
- 法第十二条第一項において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類 法第十三条の規定により公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して
- 参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類 法第十四条第一項の同意を得たことを証する書類
- 号に掲げる書類を添付しなければならない。 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一号、 第三号及び
- 3 認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。 法第十一条第三項の認可を申請しようとする市街地再開発組合 。 以 下 「組合」という。)
- 事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類
- 第一項第二号に掲げる書類
- 法第十五条の二第一項の説明会の開催の状況を記載した書類
- 経緯を説明する書類 法第十五条の二第二項の規定により提出された意見書があつたときは、 その意見書の処

- ことを証する書類 定款の変更又は事業計画若しくは事業基本方針の変更について総会又は総代会の議決を経た
- を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七条の十二の 同意
- 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第十四条第 一項
- の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七条の十六第三項
- なければならない。 法第四十五条第四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

5

- 明らかにする書類 権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完成を
- ては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする組合が法第四十五条第三項の同意を得なければならない場合にお

.施行地区位置図及び施行地区区域図)

- 第四条 法第七条の十一第一項(法第十二条第一項、 は法第十二条第二項の施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この 第五十八条第三項において準用する場合を含む。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又 条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。 前項の施行地区位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行地区の位置を表示した地形図で 法第五十条の六、 法第五十三条第四項及び法
- 3 境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市 なければならない。 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を 市町村の区域内の町又は字の
- 第五条 設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。 法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。 法第七条の十一第一項の設計の概要及び同条第二項(法第十二条第一項、 の個別利用は法第五十条の 個別利用区

(設計の概要に関する図書)

- 2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 施設建築物の設計の概要
- 施設建築敷地の設計の概要
- 五四 住宅建設の目標が定められた場合においては、 市街地再開発事業により建設する住宅の概要
- 第一項の設計図は、 個別利用区内の宅地の設計の概要

	理の				V	ţ	第匹		
公共施設		地	施設建築敷				施設建築物	図面の種類	3 第一項の
平面図			平面図	断面図	二面以上の五		各階平面図		設計図は、
五百分の一以		上	五百分の一以	上	五百分の一以	上	五百分の一以	縮尺	次の表に掲げる
以縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状	その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置	気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場	以縮尺、方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電		以縮尺並びに施設建築物、床及び各階の天井の高さ		以縮尺、方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置	明示すべき事項	るものとする。

_			ა —	
	内の宅地	個別利用区	Non	
		平面図	断面図	二面以上の
	上	五百分の一以	上	五百分の一以
		縮尺、方位並びに個別利用区内の宅地の位置及び形状		縮尺並びに公共施設の構造及び現在の地盤面

第六条 法第七条の十一第一項の資金計画は、 なければならない (設計の概要の設定に関する基準) 資金計画書を作成し、 収支予算を明らかにして定め

- 第七条 法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第六項の技術的基準は、 次に掲げ
- 必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。 設計の概要は、 施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上
- 二 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施 ように定めなければならない。 設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全が図られる
- 三 設計の概要は、施設建築物に関し権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、 できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
- ることができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することが できるものとしなければならない。 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置す
- 各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに
- 六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正 な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
- 形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならな 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築
- 施設建築敷地内の通路は、 遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。 施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、 駐車施
- 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
- 及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配 置しなければならない。 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模 2

(資金計画に関する基準)

法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものと

上しなければならない 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計

を支出金として計上しなければならない。 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これ

(市街地再開発事業の施行の方針)

業の目的、事業施行予定期間及び法第十一条第三項の認可を受けるまでの資金計画を定めなけれ ばならない。 法第十二条第二項の市街地再開発事業の施行の方針においては、当該市街地再開発事

(組合の施行地区予定地の公告)

第九条 市町村長は、法第十五条第二項(法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)に おいて準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、 施行地区となるべ

> は、その一部の区域内の土地の地番)を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村のき区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合において 事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(組合施行に関する借地権の申告手続)

る法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市 町村長に提出しなければならない。 法第十五条第二項(法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用す

第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する

(組合員への周知等)

第十条の二 法第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画の案を作成 第四項の規定により意見書を提出することができる期間の満了の日までの間、当該事業計画の案 開催しなければならない。この場合において、組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前からしたときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を を主たる事務所に備え付けなければならない。

2 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を

定め、開催するものとする。

4 3 り意見書を提出することができる期間を組合員に通知しなければならない。 日までの間、当該事業計画の案について、組合に意見書を提出することができる。 組合員は、組合が説明会の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する 組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定によ

(意見書の内容の審査の方法)

第十条の三 都市再開発法施行令(以下「令」という。)第三条の二第一項において準用する行 て行う。 二十六年法律第六十八号) 第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。) の期日におけるいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。) において準用する行政不服審査法(平成 不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭意見 な装置が設置された場所であつて都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定し 条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要 審理を行う場合には、審理関係人(法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第二十八 陳述(法第十六条第四項(法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項にお

査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第五十三条第二項(法第五十六条に て準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは、「地方公共団体」と読み 査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合につい おいて準用する場合を含む。)において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審 替えるものとする。 前項の規定は、令第三条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審

3 頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、第いて準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口 審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第五十八条第三項及び第四項にお つては、都道府県知事)」と読み替えるものとする。 第一項の規定は、令第三条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服 項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあ

(組合施行に関する公告事項)

事務所の所在地

第十一条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告 第五号から第七号までに掲げるものとする。 にあつては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、 第二号及び

- 設立認可の年月日
- 公告の方法
- 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- び事業施行予定期間とする。 法第十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、 前項第一号から第四号までに掲げるもの及
- 法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項又は第二項の国土交通省令で定める事 は、次に掲げるものとする。
- 事務所の所在地及び設立認可の年月日
- 組合の名称、事業施行期間若しくは事業施行予定期間、 施行地区若しくは工区又は事務所の
- 所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容
- ときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前 第一項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容
- 別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個
- 決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- (電磁的記録) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可の年月日

アイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが第十二条 法第二十七条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたフ 録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに記録したものと できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記

(電磁的方法)

第十三条 法第三十一条第四項(法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合 を含む。)に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- 回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る 線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信 3
- 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成するこ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

とができるものでなければならない。

- 第十三条の二 法第三十一条第五項 (法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する 場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。 (縦覧手続等を要しない事業計画の変更)
- 第十四条 令第四条第一項第五号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする 施設建築敷地内の主要な給水施設、 排水施設、電気施設又はガス施設の位置の変更

駐車施設、

遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施

- (組合員名簿の記載事項)
- 令第七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 名称及び主たる事務所の所在地) 令第五条第一項の代表者を選任したときは、 その者の氏名及び住所(法人にあつては、
- 組合員名簿の作成又は変更の年月日

第十六条 法第四十九条の決算報告書は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならな

- 組合の解散の時における財産及び債務の明細
- 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- 残余財産の処分の明細

(再開発会社施行に関する認可申請手続)

第十六条の二 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申

(再開発会社施行に関する認可申請書の添付書類) 請書とともに提出しなければならない。

第十六条の三 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、 類を添付しなければならない。 認可申請書に次に掲げる書

- 株主名簿の写し
- 法第五十条の六において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書
- 法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類
- を添付しなければならない。 法第五十条の九第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、 認可申請書に次に掲げる書類
- 定款の写し
- 株主名簿の写し
- 兀 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- ŦĹ 二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条の十
- 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する
- 法第五十条の十二第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に次に掲げる書 六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条の十
- 類を添付しなければならない。 部を譲り渡す会社及び当該事業の一部を譲り受ける会社 を承継する会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受ける会社若しくは市街地再開発事業の一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により市街地再開発事業 (以下この項において「合併会社等」
- 合併会社等に係る株主名簿の写し

という。)に係る定款の写し

- 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- 合併若しくは会社分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受を必要とする理由を記載した
- 4 事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。 Ŧi. 法第五十条の十五第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に市街地再開発 分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受に関する契約書の写

第十六条の四 法第五十条の三第一項第九号の国土交通省令で定める事項については、 の規定を準用する。 第一条 の八

(再開発会社の施行地区予定地の公告)

場合においては、その一部の区域内の土地の地番)を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を地区となるべき区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる 当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。 を含む。)において準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、施行 (再開発会社施行に関する借地権の申告手続) 市町村長は、法第五十条の五第二項(法第五十条の九第二項において準用する場合 3 2

第十六条の六 権申告書を市町村長に提出しなければならない。 いて準用する法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地 法第五十条の五第二項(法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。)に

(再開発会社施行に関する公告事項) 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

第十六条の七 法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、 事務所の所在地 次に掲げるものとする。

施行認可の年月日

事業年度

公告の方法

ができる期限 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすること個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。

事務所の所在地及び施行認可の年月

項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容一 再開発会社の名称、市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前 の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前

決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の ときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個

規準又は事業計画の変更の認可の年月日 一の申出をすることができる期限

法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。

事務所の所在地及び施行認可の年月日

再開発会社の名称に関して変更がされたときは、その変更の内容

法第五十条の十五第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。

施行認可の年月日

市街地再開発事業の終了の認可の年月日

む。)の認可を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなけれ 十七条 地方公共団体は、法第五十一条第一項後段(法第五十六条において準用する場合を含(地方公共団体施行及び機構等施行に関する認可申請手続)

市街地再開発事業の種類

施行者の名称及び事業施行期間

市街地再開発事業の範囲

五四 事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過

するときは変更に係る施行規程又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。 前段の認可を申請しようとするときは施行規程及び事業計画を、同項後段の認可を申請しようと 機構等(法第五十八条第一項に規定する機構等をいう。以下同じ。)は、法第五十八条第一項

を添付しなければならない。 又は法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第七条の十二の協議の内容を証する書 前二項の認可申請書には、法第五十三条第四項(法第五十六条において準用する場合を含む。) 類

(施行規程の記載事項)

第十七条の二 法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別 利用区が定められた場合における法第七十条の二第二項第三号の施行規程で定める規模とする。 (地方公共団体施行に関する公告事項)

第十八条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

施行者の名称

事務所の所在地

事業計画の決定の年月日又は当該事業計画において定めた設計の概要についての認可 Ö

年

Ŧī. 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすること 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、

ができる期限

2

るものとする。

施行者の名称及び事務所の所在地並びに事業計画の決定の年月日

の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区、 施行者の名称又は事務所

ときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された一 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前

決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希 別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の 望の申出をすることができる期限 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個

Ŧi. は、当該設計の概要の変更についての認可の年月日 事業計画の変更の年月日又は事業計画において定めた設計の概要に関して変更がされたとき

(施行規程の記載事項)

第十八条の二 第十七条の二の規定は、法第五十八条第三項において準用する法第五十二条第二項 第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

(機構等施行に関する公告事項)

第十九条 法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項 次に掲げるものとする。

施行者の名称

事務所の所在地

三二 施行規程及び事業計画の認可の年月

個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

兀

- ができる期限 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすること
- 掲げるものとする。 法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、 次に
- 施行者の名称及び事務所の所在地並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日
- て変更がされたときは、その変更の内容 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、 施行地区若しくは工区又は事務所の所在地に関し
- ときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前
- 決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の 望の申出をすることができる期限 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個 3
- 施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十条 令第二十三条の国土交通省令で定める様式は、 部を提出するものとする。 別記様式第二とし、正本一部及び写し

(測量標識)

第二十一条 しようとする者又は施行者の氏名又は名称を表示したものとする。 交通省令で定める標識は、標示杭に測量の目的及び施行者となろうとする者若しくは組合を設立二十一条 法第六十四条第一項(法第百十八条の二十九において準用する場合を含む。)の国土

(第一種市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置)

- 第二十二条 定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。ただし、関係権利者が参集しな二十二条 法第六十七条の第一種市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置は、次に ができる において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によること いためその他施行者の責に帰すことができない理由により、あらかじめ定められた日時及び場所
- 会合を開催する場所は、できる限り、関係権利者の参集の利便を考慮して定めること。
- 紙に広告すること。 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間前までに、関係権利者に通知し、 又は新聞
- 若しくは職員の立会いを求めること。 会合には、都道府県の職員又は市町村 (都の特別区の存する区域にあつては、 特別区) の長

(土地調書及び物件調書の様式)

第三十七条第四項の規定による土地調書の様式は、別記様式第三とし、 様式第四とする。 法第六十八条第二項において準用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 物件調書の様式は、 別記

(権利処分承認申請手続)

- 式第五の権利処分承認申請書を施行者に提出しなければならない。 (二十四条 法第七十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者は、 別 記様
- 相手方の本人確認書類を添附しなければならない。 前項の権利処分承認申請書には、権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法)

第二十四条の二 法第七十条の二第一項の申出は、別記様式第五の二の個別利用区内の宅地への権 証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出利変換の申出書に、自己が施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを について同条第二項第一号の同意を得なければならないときは、別記様式第五の三の個別利用区 への権利変換の申出に関する同意書を添付しなければならない

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

- 第二十五条 法第七十一条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第六の金銭給付 等希望申出書に、自己が施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)の所有者、その宅地について借 であることを証する書面を添附して、これを施行者に提出しなければならない。この場合におい 地権を有する者又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者 証する書面も添附しなければならない。 その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを
- 2 出書に、自己が施行地区内の建築物について借家権を有する者であることを証する書面を添附し て、これを施行者に提出しなければならない。 法第七十一条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第七の借家権消滅希望申
- 八の金銭給付等希望申出撤回書又は別記様式第九の借家権消滅希望申出撤回書を施行者に提出し法第七十一条第四項から第六項までの規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第 なければならない。

(権利変換計画又はその変更の認可申請手続)

- 第二十六条 法第七十二条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、 四項において準用する同条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変 ければならない。 再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しな 更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、これを都道府県又は機構等 (市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。) にあつては国土交通大臣に、個人施行者、組合、 同条第
- 見書に係る意見を採択しなかつたときは、その意見の概要及び採択しなかつた理由を記載した 法第八十三条第二項又は同条第五項において準用する同条第二項の規定により提出された意
- 二 法第八十四条の規定による審査委員の過半数の同意を得、 経たことを証する書類 又は市街地再開発審査会の議決を
- 三 認可を申請しようとする施行者が個人施行者である場合において、法第七十二条第二項にお いて準用する法第七条の十三第一項の同意を得なければならないときは、その同意を得たこと を証する書類
- 兀 についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類 認可を申請しようとする施行者が組合である場合においては、権利変換計画の決定又は変更
- Ŧi. おいて準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第七十二条第三項に
- は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを 調書及び物件調書(以下この条において「土地調書等」という。)並びに施行地区内の土地又 証する書類 法第百十条の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第六十八条第一項の土
- 又は特定事業参加者の全ての同意を得たことを証する書類 区内の土地(指定宅地を除く。)又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組 法第百十条の二の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び施行地 合員
- 八 地又はこれに存する物件に関し権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類 法第百十条の三の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び指定宅
- 一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する書類 法第七十三条第二項本文の規定によらないで権利変換計画を定めようとするときは、 同項第
- (権利変換計画に定めるべき事項) 法第七十八条第二項の必要な定めをするときは、関係権利者の意見の概要を記載した書
- 第二十七条 る 法第七十三条第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、 次に掲げるものとす

一個の施設建築敷地の価額の概算額及び当該施設建築敷地に設定される地上権の価額の概

- 個別利用区内の宅地の価額の概算額
- (権利変換計画に関する図書) を含む。) の支払い期日及び支払い方法 法第八十八条第一項ただし書の地代の概算額及び法第九十一条第一項の補償金 (利息相当額
- 第二十八条 ならない 法第七十三条第一項第一号に掲げる配置設計は、 配置設計図を作成して定めなければ
- 前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。
- 表示したもの 第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を 7
- 第五条第三項の表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの
- 第五条第三項の表に掲げる公共施設の平面
- 内の各宅地の区域を表示したもの 第五条第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区
- 3 を作成して定めなければならない。 ては、別記様式第十一又は法第百十一条の場合においては、別記様式第十二)の権利変換計画書 の存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十(法第百十条及び法第百十条の二の場合におい 法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにそ 法第七十三条第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項並びに法第百九条の二第六項及び 8
- (管理事務費の算出方法)
- 施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額と公課の年額との合計額に、百分の三を第二十九条 令第二十九条第一項の管理事務費の年額は、令第二十八条第一項の規定により定めた こえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。
- (令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法等)
- 第三十条 令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法は、施設建築物の一部の整 備に要する費用を当該費用にあてられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定 める期間及び利率で毎年元利均等に償却する方法とする。
- おいて施行者が定める数値を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつて を乗じて得た額に前項の費用のうち昇降機の整備に係るものの額に百分の三をこえない範囲内に の整備に係るものを除く。)の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値 令第三十条第一項の修繕費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、前項の費用(昇降機 前項の費用の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た
- 3 額に百分の○・五をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の令第三十条第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、第一項の費用の こえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。 た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、第一項の費用の額に百分の○・五を 運転に要する費用の年額に当該施設建築物の一部に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得
- て施行者が定める数値を乗じて得た額と令第二十八条第一項の基準日における近傍類似の土地の びに施設建築敷地の整備に要する費用等にあてられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮し 償却額を加えた額とする。法第百十一条の場合における令第三十条第一項の地代に相当する額 権の価額を当該地上権の存続期間及び相当の利率により元利均等に償却するものとして算出した 建築物の一部に係る地上権の共有持分の割合を乗じて得た額に当該施設建築物の一部に係る地上 令第三十条第一項の地代に相当する額は、令第二十九条の規定により算出した地代の額に施設 代の額に当該土地の借地権の設定の対価を当該借地権の存続期間及び相当の利率により元利均 令第二十八条第一項の合計価額に施設建築物の一部に係る施設建築敷地の共有持分の割合並

- 等に償却するものとして算出した償却額を加えた地代の見込額とのうちいずれか多額のものをこ えない範囲内において定めなければならない
- 5 三に規定する道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三条 法第百十一条の場合及び法第百九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 0)
- 6 0) 六に規定する都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、 においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三条の 法第百十一条の場合及び法第百九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 規定を適用する。 同項後段
- 額に百分の○・○七二を超えない範囲内において機構等が定める数値を乗じて得た額とする。 り算定した額とし、施行者が機構等の場合にあつては、施設建築物の一部の整備に要する費用 代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率によ 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二の規定により地方公共団体の利益を つては、損害保険料として必要な経費の額とし、施行者が地方公共団体の場合にあつては、地方・ 令第三十条第一項の損害保険料の額は、施行者が個人施行者、組合又は再開発会社の場合にあ
- 金を含む。)の年額を合計した額に百分の二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗 額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料及び公課(国有資産等所在市町村交付 じて得た額とする。 令第三十条第一項の貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金の年額は、同項の償却
- (価額についての裁決申請書の様式)
- 申請書の様式は、別記様式第十三とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。 第三十一条 法第八十五条第三項において準用する土地収用法第九十四条第三項の規定による裁 (権利変換計画の公告事項等)
- 第三十二条 施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、 らない。 次に掲げる事項を公告しなけ ń ば
- 第一種市街地再開発事業の名称
- 施行者の氏名又は名称
- 事務所の所在地
- 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称 権利変換期日
- 2 各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。 施行者は、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について令第二十五条 権利変換計画の認可を受けた年月日
- 前項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の認可を受けた年月日 権利変換期日について変更がされたときは、その変更の内容
- げる軽微な変更をした年月日 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日又は権利変換計画について令第二十五条各号に掲
- 3 項第三号に掲げる事項並びに権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とす 第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては、第一項第一号から第四号まで及び前 るべき者に係る部分とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき令 ては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の内容のうちその通知を受け 法第八十六条第一項の規定により通知すべき事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつ
- (権利変換期日等の通知)
- 第三十二条の二 法第八十六条の二の規定による通知は、 る 別記様式第十三の二により行うものとす

ては、前条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項第三号に掲げる事項とする。 法第八十六条の二の国土交通省令で定める事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつて 前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とし、権利変換計画の変更の認可 又は権利変換計画につき令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつ

(配当機関への通知)

第三十二条の三 令第三十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、 のうちその通知を受けるべき配当機関に係る部分とする。 二条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項第三号に掲げる事項並びに権利変換計画の内容 き、又は権利変換計画につき令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては第三十 のうちその通知を受けるべき配当機関に係る部分とし、権利変換計画の変更の認可を受けたと たときにあつては第三十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の内容 権利変換計画の認可を受け 5

(補償金等払渡通知書等の様式)

通知書の様式は、別記様式第十五とする。 令第三十五条の補償金等払渡通知書の様式は、別記様式第十四とし、同条の権利喪失

(令第三十八条第三項の規定による通知の手続)

その旨を証する書面を添附しなければならない。 した場合において、令第三十八条第三項の規定による通知をするときは、当該通知書に裁判所の 準用する土地収用法第百三十三条第二項の規定による訴えを提起した場合又は同項の訴訟が終了 法第九十四条第五項の規定による通知をした施行者は、法第八十五条第三項にお いて

(特定建築者の公募)

第三十四条の二 法第九十九条の三第一項(法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を 発会社である場合に限る。)は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。 ずれかに該当する場合(施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開 ては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のい その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあつ 含む。)の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載 3 2

- 施行地区の面積が○・四へクタール未満である場合
- 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

よう努めるものとする。 [行者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させる

(特定施設建築物の建築計画の内容)

第三十四条の三 法第九十九条の四 の規定により提出すべき建築計画においては、 (法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。) 次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 設計の概要
- 資金計画
- 工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに工程
- その他施行者が必要と認める事項
- 2 前項第一号の設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなけ ればならな
- 3 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない
- 特定施設建築物の設計の概要
- 特定施設建築物の敷地の設計の概要

物の敷地 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、特定施設建築平面図 「面以上の五百分の一縮尺及び開口部の位置 「面以上の五百分の一縮尺及び開口部の位置 「面以上の五百分の一縮尺及び開口部の位置 「二面以上の五百分の一縮尺及び開口部の位置	Н	47	el da		_	,	_	
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田								
「工面以上の五百分の一縮尺並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ 「工面以上の五百分の一縮尺及び開口部の位置			施					
 業平面図 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設立面図 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設が面図 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設が面図 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置がでに対象、主要な給水施設、排電がよりである。 		地						
面図 以上 施設、電気施設との他の共同施設、通路及び消防用水面図 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設 以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設 以上 が			築					
図					11		<u></u>	
上の五百分の一縮尺及び開口部の位置 上の五百分の一縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排工百分の一縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排水の五百分の一縮尺及び開口部の位置								
正び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水以上 施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設工百分の一縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排以上 以上 上					上		上	
正び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水 百分の一縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排 百分の一縮尺及び開口部の位置 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		DI	Ŧi	DI	の五	DI.		
の一縮尺並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さの一縮尺及び開口部の位置 の一縮尺及び開口部の位置 が、主要な給水施設、排の一縮尺及び開口部の位置			百		百		百	
一縮尺並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ一縮尺並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排一縮尺及び開口部の位置 ・								
で場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排尺及び開口部の位置			<i>(</i>)		<i>(</i>)		<i>(</i>)	
場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排及び開口部の位置					縮		縮	l
びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さでは特定施設建築物、主要な給水施設、排す位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排び開口部の位置		設、	尺、					
景施設その他の共同施設、通路及び消防用水施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ	`				び		てド	
施設その他の共同施設、通路及び消防用水設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設でに特定施設建築物、主要な給水施設、排部の位置		施					特	
の他の共同施設、通路及び消防用水ガス施設の位置並びに広場、駐車施設が大地設建築物、主要な給水施設、排置置置	施	設	び				定	
の他の共同施設、通路及び消防用水ガス施設の位置並びに広場、駐車施設定施設建築物、主要な給水施設、排定施設建築物、主要な給水施設、排置置		及び			位		施設	
の共同施設、通路及び消防用水施設の位置並びに広場、駐車施設施設建築物、主要な給水施設、排施設建築物、主要な給水施設、排		ガ	定				建	
共同施設、通路及び消防用水設の位置並びに広場、駐車施設建築物、主要な給水施設、排建築物、主要な給水施設、排建築物、主要な給水施設、排	0	施	施設					
E施設、通路及び消防用水位置並びに広場、駐車施設をでいた場、駐車施設をできます。 を関立がに広場、駐車施設をできませる。 は、主要な給水施設、排			建				, #	
設、通路及び消防用水、主要な給水施設、排車施設、上要な給水施設、排車施設、排	施	位	架物				及	
通路及び消防用水びに広場、駐車施設、排票な給水施設、排票の天井の高さ	設、	直並	`					
大び消防用水糖設、排水施設、排の高さのでは、	通	び					階	
大び消防用水糖設、排水施設、排の高さのでは、		に広					の	
消防用水地にある。	び	場、	水				井	
用 単 、	消吐	駐	施					
小 <u>- 师 </u> / F	用		`					
TU 1/11								
	-TriJ		/]\					1

ない。 第一項第二号の資金計画は、 資金計画書を作成し、 収支予算を明らかにして定めなければなら

(特定施設建築物の管理処分に関する計画の内容)

第三十四条の四 ばならない。 規定により提出すべき管理処分に関する計画においては、 法第九十九条の四(法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。) 次の各号に掲げる事項を定めなけ

- 分に入居を予定する業種 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部のうち業務の用に供する部
- 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部の管理処分の方法
- 家賃の予定額又は譲渡する場合における譲渡価額の予定額 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は 部を賃貸しする場合における
- その他施行者が必要と認める事項

(借家条件の裁定手続)

第三十五条 法第百二条第二項(法第百十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。) ない。 裁定の申立てをしようとする者は、別記様式第十六の裁定申立書を施行者に提出しなければなら

施行者は、裁定前に当事者の意見をきかなければならない

- 裁定は、文書をもつてし、かつ、その理由を附さなければならない。
- 施行者は、裁定書の正本を当事者双方に送付しなければならない。

(標準家賃の額の確定の補正方法)

第三十六条 令第四十一条第二項の標準家賃の額の補正は、令第三十条の規定の例により定めた標 行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却 建築物について有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣 額を控除して行なうものとする。 準家賃の月額から、施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者が施行地区内の

(法第百八条第一項第五号の国土交通省令で定める場合)

第三十六条の二 法第百八条第一項第五号の国土交通省令で定める場合は、 供するため必要である場合とする。 次に掲げる施設の用に

又は譲渡する住宅 地方公共団体又は地方住宅供給公社が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、

市機能の更新を図るため特に必要なもの 前号に掲げる施設のほか、社会福祉施設、 教育文化施設その他の施設で施行地区における都

(事業代行開始の公告事項)

第三十七条 法第百十三条 (法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。) 通省令で定める事項は、事業代行開始の決定の理由とする。 の国土交

(譲受け希望の申出等の方法)

第三十七条の二 法第百十八条の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申 しようとする者は、別記様式第十七の譲受け希望申出書に、 自己が施行地区内の宅地の所有者、

あることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者で

る者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。 者は、別記様式第十八の賃借り希望申出書に、自己が施行地区内の建築物について借家権を有す2 法第百十八条の二第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申出をしようとする

い。 3 法第百十八条の五第一項の規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第二十の賃借り希望申出撤回書を施行者に提出しなければならなる 法第百十八条の五第一項の規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第十九の譲受

(管理処分計画又はその変更の認可申請手続)

| 本のでは、 | 大学のでは、 | 大きいながは、 | 大きいながは、 | 大きいながでは、 | 大きいながでは、 | 大きいながでは、 | 大きいながは、 | 大きいながは、 | 大きいながは、 | 大きいながは、

この『アーキー・こうでは、正常学の手間を含まっています。 にもずっしゃのできて、そのでは、文は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類 一 法第百十八条の十において準用する法第八十四条の規定による審査委員の過半数の同意を

項の同意を得たことを証する書類 三 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第百十八条の六第二

法第百十八条の二十五の三の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項

五、法第百十八条の十において準用する法第七十三条第二項本文の規定によらないで管理処分計一件家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定一件以条の二十五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての一件の一十八条の二十五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての一種では、1000年の第200年出をした者及び賃借り希望の申出をした者(法第百十八条の十八又は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第百十八条の十八文は法第五十二次の一次に対している。

書類 ■を定めようとするときは、同項第一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する ■を定めようとするときは、同項第一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する → 法第百十八条の十において準用する法第七十三条第二項本文の規定によらないで管理処分計

(管理処分計画に定めるべき事項)

(管理処分計画に関する図書) に関連ないでは、 は地権若しくは建築物とする。 は所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、 は地権若しくは建築物とする。 は所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、 は地権若しくは建築物とする。 第三十七条の四 法第百十八条の七第一項第十一号の国土交通省令で定める事項は、法第百十八条

2 前項の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一なければならない。 なければならない。 第三十七条の五 法第百十八条の七第一項第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定め

を表示したもの並びに同表に掲げる公共施設の平面図とする。部の配置及び用途を表示したもの、同表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域が頂の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の

(管理処分計画の公告事項等) おいては、別記様式第二十一の二)の管理処分計画書を作成して定めなければならない。にその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一(法第百十八条の二十五の三の場合ににその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一(法第百十八条の二十五の三の場合にする法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並び工項において準用する法第百九条の二第六項及び法第百十八条の二十五の二第二項において準用二項において準用する法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百十八条の二十五第二

| ずならなハ。 | 第三十七条の六 | 施行者は、管理処分計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなけれ

- 一 第二種市街地再開発事業の名称
- 一施行者の名称
- 三事務所の所在地
- 管理処分計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

管理処分計画の認可を受けた年月日

の二各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。 2 施行者は、管理処分計画の変更の認可を受けたとき、又は管理処分計画について令第四十六条

前項各号に掲げる事項

に掲げる軽微な変更をした年月日管理処分計画について令第四十六条の二各号管理処分計画の変更の認可を受けた年月日又は管理処分計画について令第四十六条の二各号

(譲受け権の譲渡等の通知)

者に提出してしなければならない。

七ついては別記様式第二十三の質権設定通知書にその設定を証する書類を添付して、これを施行については別記様式第二十三の譲渡を証する書類を添付して、譲受け権を目的とする質権の設定第三十七条の七 法第百十八条の十六の規定による通知は、譲受け権の譲渡については別記様式第

(法第百十八条の十三第一項の権利の消滅に関する合意の成立の届出)

出書を施行者に提出してしなければならない。第三十七条の八、法第百十八条の十九第二項の規定による届出は、別記様式第二十四の合意成立届第三十七条の八、法第百十八条の十九第二項の規定による届出は、別記様式第二十四の合意成立届

(令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数)

る場合にあつては六人、宅地の所有者等が二人である場合にあつては九人とする。て「宅地の所有者等」という。)が四人である場合にあつては三人、宅地の所有者等が三人であ行の認可の際、当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者(以下この条におい第三十七条の九 令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数は、第一種市街地再開発事業の施

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の読替え)

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと第三十七条の九の二 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に

一項 (指定宅地定仮換地に対応する従前の宅地を含む。) 第二十五条第内 の 宅 地内の宅地 (指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、 第九条、 第一号 第三条第一項 第一条の七第宅地 第二十五条第施行地区内権原に基づき施行地区内の 六条の五 項第一号、 項 第十区域 定宅地を除 を除く。 区域 |宅地(特定仮換地である宅地を除き、 る従前の宅地を含む。 (当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。) 当該区域内の特定仮換地に対応す 施行: 地 区内の

項(同条第二項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。) 及び法第百十二			
沚	行地区内の特定仮換地への移転建築物等を		1
算書	地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除	若しく	0
八 再開発会社	地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む		
事業報告書、収支決算書及び財産目録	である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定	有	
七 組合にあつ	しくはその宅地に存する借地権(特定仮	第三十七条の 施行地区	
開発事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他		第二項	
及	の特定仮換地への	二第一項及び	
権利変換計画書又は	地区内の特定仮換地からの	十七七	
一二一配置設計図		原に基	
二 事業計画又は事業基本方針	· 格	二第一項 の土地に	
規準、規約、定款又は施行規程	16	- +	
とする。	崔京二よう 公面子也です	1 5 0 J	
第三十 /9 没貨三十四条の規定により旅行者が備え付けておかたにおにおいると類に	;	を:	
	する従前の宅地を含む。)	項 <u>第</u>	
「事务所開ける	内の宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対	第三十七条の内の宅地	
9 東三州七条の十三 法第百二十九条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は	に		
: ハ 条	建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区	第三十六条 建築物に	
で定める数値は、十分の九とする。		分	
4 法第百二十	なるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)の共有持分	地	
じる数値とし	敷 施設建築敷地(特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地と	第三十条第四施設建築敷	
3 法第百二十九条の三第二号二の建ぺい率の限度が定められている場合における当該理		号	
法第百二十		一七条の三第四	
ルとする		九条、第三十	
第三十十多の十二 - 海第三十十多の三第二号ロの国土交通省名で対象で規模に 二百四	なるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)	第二十	
第三トロ系のトニ 去寫写二トも条の三第二字ュり國上交通資金で置める見奠は、三写二 (治多音二十ナタの三第二字ェの国土交通名字で気を表表複零)	地(特定仮換地である施設建	- 七条箕施設建	
(去第写二十七条の三第二号コの国上交通省令で定める規模等) 『歩る山利力で再開多画家『歩下る『歩る林利胴体』である	恒光基定女们(护言文句句》,5.000元基基定女们公房。,10元基基定女妇	コルドラ地では	
が再開発事業を減りの上他の権利関系とする。 - 「注答」と、 ランスの「発言する」と、 国 こうぶんご ランス	の方言交参年に任	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
-七条の十	一固の布役聿築勿こ系る	第二十七条第一固り	
(計画の記載事項)			
	及び特定仮換地を除き、特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。	第二十六条第を除く。	
び同項に規定する協議の経過を示す書面	ものを含む。)		
同意証書等 法第百二十九条の二第二項に規定する同意を得たことを証し	地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべき		
立面図	行地区内の特定仮接地に対応する役前の宅地に有する		
[] []	「別で何) 宇宝文英記に仕ばっていての旅名に任い当該特気仏技は大きの種類		
る単色のり二面以上	D 4		
	は物件(施行地区内の特定仮換地に存する物件であつて土地区画整理	件	
建築する建築物の各階平面縮尺、方位及び間取	物土地(特定仮換地を	第二十六条第土地又は	
の位置及び再開発事業区域内に整備する公共施設の配置	物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含	二項	
建築する建築物 縮尺、方位、再開発事業区域、敷地の境界線、敷地内にお1	建築物(指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移	第二十五条第建築物	
物の位置	移転建築物等」という。)を含む。)		
配置図再開発事業区域内に縮	地に移転し、又は除却すべきもの(以下「施行地区内の特定仮換地への		
域(以下「再開発事業区域」という。)	築物であつて土地区		
付近見取図	築物等」という。)を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅		
図書の種類 明元すぐき事項	、又は除却すべきもの(以下一施行地区内の特定仮		
図書の重質 目やってに事	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項	
まなっない。	**・ つつ・ 二地で「正整里耳栓」) 面庁 二色 い 角を 庁 三夏 色地 い (指定 宅地に有する 建築物及び施行地区内の根定仮換地に	第二十五条第建築物	
		房に ここでは 房に 基づき	
 有三ト11条0ト 去第1511十11条011第一頁の見管こと)忍包の目情がしようと行る皆: (早界多項薄書値の設分の目記)	· * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	原こまづ	
(手界各事 巻十頭)及主) 目 青ン		,,,,,	

二十五による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これらを都道府県知事に提出しなけれ**七条の十** 法第百二十九条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様

て土の立面区	こ 建築す	理事図建築する建築	む。) 建築す	の配置図再開発事	仮換した見取図	転建図書の種類	移転しはならない
-	図の二面以上縮尺の建築物の二面以上縮尺	築する建築物の各階平面縮尺、	る建築物	物工域内に	₩; ±	FIF.	
が司負に見ぎに うみ銭)を過ごさて 背面 法第百二十九条の二第二項に規定する同意を得たことを証する書類及			の位置及び再開発事業区域内に整備する公共施設の配置縮尺、方位、再開発事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物	物の位置 縮尺、方位、再開発事業区域、敷地の境界線及び敷地内における建築	域(以下「再開発事業区域」という。) 方位、道路及び目標となる地物並びに再開発事業を実施する土地の区	明示すべき事項	

七条の十一) 面積及び再開発事業区域内の土地の権利関係とする。 法第百二十九条の二第五項第七号の国土交通省令で定める事項は、 再開発事業

七条の十二 法第百二十九条の三第二号ロの国土交通省令で定める規模は、二百平方メート

第百二十九条の三第二号ニの建ペい率の限度が定められていない場合における国土交通省令釵値として国土交通省令で定める数値は、十分の一とする。 **馬百二十九条の三第二号ニの建ペい率の限度が定められている場合における当該限度から減**

再開発事業

次に

るものとする。 〈条 法第百三十四条の規定により施行者が備え付けておかなければならない簿書は、

組合にあつては、組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た帀街地再開発事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類 報告書、収支決算書及び財産目録

#開発会社にあつては、株主名簿、株主総会の議事録、 事業報告書、 貸借対照表及び損益計

広第七十九条第二項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。)、法第八十四条第一 (同条第二項 (法第百十八条の十において準用する場合を含む。) 及び法第百十八条の十に

又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類の二十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査委員の過半数の同意を得、おいて準用する場合を含む。)、法第九十七条第三項後段及び法第百二条第二項(法第百十八条

2 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十五第一項、法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。
法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。

る 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十六第二項において準用する法第七条 の十五第一項の公告、法第三十八条第二項において準用する法第十十条第一項の公告の大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあつては当該都道府県の、施とともに、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあつては当該都道府県の、協会ともに、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあっては当該都道府県の、他とともに、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあいて準用する法第五十八条第四項告、法第五十条の九第二項において準用する法第五十八条第四項告、法第五十項の公告、法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項及び第二項の公 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十六第二項において準用する法第七条

本施行者は、法第八十六条第一項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。)の公告をしたときは、その公告の内容及び第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。)を除き、、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が第一項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。)の公告をしたときにおいては、第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によい条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によって表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

一 施行地区の面積が○・四へクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

施行地区の面積が○・四へクタール未満である場合

施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(権限の委任)

第二項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。 及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第百二十四条第一項並びに第百二十六条第一項及び第四十条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長

一 法第五十八条第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可し、同条第三項(同条第四項(第六項の規定により自動車専用道路の新設又は改築が著しく困難であると認めること。一 法第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する必要があると認め、及び同条

に係るものに限る。)。

二 法第五十八条第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可し、同条第三項(同条第四項に 法第五十八条第一項の規定により意見書の内容を審査し、及び必要な修正を命じ、又は通知し、並びに法第五十項の規定により意見書の内容を審査し、及び必要な修正を命じ、又は通知し、並びに法第五十項の規定により意見書を含む。)において準用する法第十六条第一項の規定により施行規程及において準用する場合を含む。)において準用する法第十六条第一項の規定により施行規程及に係るものに限る。)。

換計画の認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)。 三 法第七十二条第一項後段(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による権利変

規定による特定建築者の決定の承認をすること(機構施行事業に係るものに限る。)。 法第九十九条の三第三項 (法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の

理処分計画の認可をすること (機構施行事業に係るものに限る。)。

Ŧi.

と(機構施行事業に係るものに限る。)。(法第百二十条第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること

限る)。 八 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可をすること(機構施行事業に係るものに

附則址

(施行期日)

(防災建築街区造成法施行規則等の廃止)第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 防災建築街区造成法施行規則(昭和三十六年建設省令第二十三号)

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行規則 (昭和三十六年建設省令第三

(市街地改造事業等に関する経過措置)

第三条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する 地の改造に関する法律施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

については、 1ついては、旧防災建築街区造成法施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。 法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物 (昭和四九年八月一日建設省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 の省令は、公布の日から施行する。 (昭和五六年三月一〇日建設省令第二号) (昭和五〇年一二月二三日建設省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五六年九月二八日建設省令第一二号)

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、 和五十六年十月一日から施行する。 (施行期日) 附則第二条から第二十条までの規定は、 昭

(昭和六三年一一月一一日建設省令第二一号)

この省令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十九

備公団が農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)附則第十九条第一項の規定により農用地整 号)の施行の日(昭和六十三年十一月十五日)から施行する。 項第一号若しくは第三号に規定する業務」とする。 を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一 る業務又は同法附則第十九条第一項の規定により農用地整備公団が行う農用地開発公団法の一部 第六号に規定する業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号、第四号若しくは第六号に規定す る改正後の都市再開発法施行規則第一条の五の二第五号中「第十九条第一項第一号、第四号又は の農用地開発公団法第十九条第一項第一号又は第三号に規定する業務を行う間は、この省令によ (施行期日)

(平成元年一一月二一日建設省令第一七号)

(施行期日)

この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。

この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日 から施行する。 (平成二年一一月三〇日建設省令第一二号) (平成二年十二月

則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄

(施行期日)

この省令は、 公布の日から施行する。

2 機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料。この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設 定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規 等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録

(平成六年三月一七日建設省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成六年九月一九日建設省令第二五号)

日)から施行する。 この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日 (平成六年十月

附 則 (平成七年三月一日建設省令第四号)

この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律の施行の日 (平成七年三月一日) から施行す

則 (平成七年一一月二四日建設省令第二七号)

この省令は、 附 電気事業法の一部を改正する法律の施行の日 (平成七年十二月一日) から施行す

則 (平成八年一一月二八日建設省令第一六号)

この省令は、自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行の日 (平成八年十一月二十八

旦

る。

この省令は、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律 則 (平成一〇年八月二六日建設省令第三三号) 伞

則 (平成一〇年九月三〇日建設省令第三五号)

成十年法律第八十号)の施行の日(平成十年八月二十八日)から施行する。

この省令は、動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十年十月

から施行する。

日

則 (平成一一年三月三一日建設省令第九号) 抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

則 (平成一一年五月一七日建設省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一一年五月一七日建

(平成一一年六月二五日建設省令第三六号)

附

二十五号)の一部の施行の日(平成十一年六月三十日)から施行する。 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 附

則 (平成一一年九月二七日建設省令第四一号) 抄

の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。 まつ省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、 法

附 則 (平成一一年九月二九日建設省令第四二号) 抄

(平成十一年九月三十日) から施行する。 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律の 部 の施 行

日

則 (平成一二年一月三一日建設省令第一〇号

附則(平成一二年一一月二〇日建設省令第二の省令は、平成十二年四月一日から施行する) 附則(平成一二年一月三一日建設省令第一

則(平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

三年一月六日)から施行する。 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十

則 (平成一四年五月三一日国土交通省令第六五号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月一日) ら施行する。 か

則 (平成一四年一二月二七日国土交通省令第一二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年一月 旦 から

附 則 (平成一五年一二月一八日国土交通省令第一一六号)

0) 施行の日 この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律 附 (平成十五年十二月十九日) から施行する。

(平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号)

抄

一条 この省令は、公布の日から施行する

第

(施行期日)

(平成一七年三月二九日国土交通省令第二四号)

(施行期日) 抄

この省令は、 則 (平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の

この省令は、法の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。 (平成一七年六月一日国土交通省令第六六号) 抄

等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行する。 この省令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法 附 則 (平成一七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号)

4

則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(施行期日)

〒-巻は、194m/市こよる牧王多の省令(以下「新令」という。) の規定の適用については、新令**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の「希 fi # 青 * 行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、 (経過措置)

の相当規定によってしたものとみなす。 (平成一九年四月三日国土交通省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

(平成二四年二月三日国土交通省令第五号)

1

に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行す この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二三号)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年八月二九日国土交通省令第六一号)

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十八年九月

(令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施

この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行の日 (令和二年三月三一日国土交通省令第二七号)

から施行する 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(令和二年四月一日

1

この省令は、

令和三年一月一日から施行する

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙 は、 当分の間、 これを取

則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。 (令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (令和五年一二月二八日国

(施行期日) 則 (令和六年一月三一日国土交通省令第六号) 抄

1 規定及び第十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律施行規則第五十二条第二項の改正 (経過措置) この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、

定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる公告について適用し、 にされた公告については、なお従前の例による。 ルは、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる公告について適用し、同日前第八条、第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定による改正後の次に掲げる省令の規

都市再開発法施行規則第三十九条第二項から第五項まで

様式第一(第一条の三、第十条、第十六条の六関係)

借地権申告書

年 月 日

借 地 権 者	住	所	
16 地 惟 16	氏	名	
借地権を有する者からさ らに借地権の設定を受け	住	所	
た場合にあつては、その 設定者	氏	名	
土地所有者	住	所	
土地所有者	氏	名	

殿

次表の土地について下記の借地権を有することを申告します。

年	. 月	日	登記簿登記事項	Į.
所在及び地番	地	Ħ	地 積	所有者の住所及び氏名

#0

- 1 借地権の種類
- 2 借地権の内容
- イ 目的となつている宅地の面積
- 口 存続期間
- ハ 地 代

備考

1 土地所有者(借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその土地所有者)が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合

においては、「土地所有者」(借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合 にあつては、「借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、そ の設定者」及び「土地所有者」)欄は、記載しないこと。

- 2 土地所有者から借地権の設定を受けた場合にあつては、「借地権を有する者からさら に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者」欄は、記載しないこと。
- 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 4 施行地区となるべき区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する借地権を申告するときは、「所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の地積を、「目的となっている宅地の面積」には仮に当該借地権の目的となっている特定仮換地の面積を付記すること。

```
様式第一の二(第一条の四関係)
            建築許可申請書
                              年 月 日
                  許可申請者 住 所
 都市再開発法第7条の4第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。
```

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

- 1 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記 載すること。

様式第二(第二十条関係)

裁決申請書

裁決申請者 住 所 相手方住所

都市再開発法第63条第2項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請

- 1 市街地再開発事業の名称
- 2 損失の事実 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住 所 氏 名

収用委員会 御中

- ○□こと。
 方 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第三(第二十三条関係)

土 地 調 書

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 土地の所在

地	番	地	目	登記簿上の地積	実	測	地	積	施行地区内の各 個の土地の面積	所有権以外の権利の 種類及び内容	権利者の氏名	実	地	の	状 i	兄

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によつて土地調書を作成する。

年 月 日

施行者 名 称 印

印

立会人 身分及び氏名

- 1 土地調書は、土地所有者ごとに作成すること。
- 2 「立会人」の身分については、「土地所有者」、「土地所有者以外の関係権利者」、「市町村職員」等の如く記載すること。

- 3 土地調書の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
- 4 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によって立ち会った立会人は、その理由を記載して署 名押印すること。
- 5 添附すべき実測平面図は、縮尺100分の1から1,000分の1程度までのものとし、施行地区内の各個の土地は薄い赤色で着色すること。
- 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の各個の宅地について記載するときは、「地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及 び特定仮換地が指定されている旨を、「施行地区内の各個の土地の面積」欄には当該宅地についての特定仮換地の面積を付記すること。

様式第四(第二十三条関係)

物 件 調 書

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 物件がある土地の所在

地	番	地	Ħ	物件の番号	物 件 の 種 類 (大きさを含む。)	数 量	物件の所有者の氏名	所有権以外の権 利の種類及び内 容	所有者以外の 権利者の氏名	実地の状況

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によつて物件調書を作成する。

年 月 日

 施行者
 名
 称
 印

 立会人
 身分及び氏名
 印

- 1 物件調書は、土地所有者ごとに作成すること。
- 2 「立会人」の身分については、「物件の所有者」、「賃借権者」、「市町村職員」等の如く記載すること。
- 3 物件調書の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
- 4 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によつて立ち会つた立会人は、その理由を記載して署 名押印すること。
- 5 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第37条第3項の規定による実測平面図は、縮尺50分の1から500分の1程度までのものとし、建物の耐用年数、利用の現況等をあわせて記載すること。
- 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に存する物件のうち土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの以外のものについて記載するときは、「土地所有者の氏名及び住所」には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の所有者の氏名及び住所を記載し、「地番」欄には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の地番又は地目を記載するとともに、「地番」欄には当該特定仮換地の番号及び当該物件が当該特定仮換地にある旨を付記すること。

様式第五(第二十四条関係)

権利処分承認申請書

手 月 日

関

権利を処分しよう	住	所	
とする者	氏	名	

次表の (宅 地 建築物 について下記のとおり権利を処分するので、都市再開発法第70条第 借地権 2項の規定により承認を申請します。

イ宅地

		年	月	日登記簿	證言	2事3	Ą							
所在及び地番	地	B	地	積	所	有	者	Ø	住	所	及	U	氏	名

口 建築物

	月	F	登記	簿登	記事	項				
所	在	家屋番号	種	類	構	造	床	面	積	所有者の住所及び氏名

ハ 借地権

借	地権の目	目的とな	つている宅地	借地権の範囲
年	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の 全部 メ
				毛地の (一部) メト

記

権利の処分の内容			地築物地	n	(全 一	部)		
権利の処分の態様								
権利の処分の相手方	住	所						
権利のだ力の位子力	氏	名						

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 権利の処分を宅地、建築物又は借地権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図(方位を記載すること。)を添附すること。
- 3 「権利の処分の態態」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の 所在地及び名称を記載すること。
- 5 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地、施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する借地権について申請するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨
- を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、建築物の「所在」

欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築 物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借 地権の「所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及 び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該借地権の存する宅地について の特定仮換地の地積を、「借地権の範囲」欄には仮に当該借地権の目的となつている特 定仮換地の面積を付記すること。

様式第五の二(第二十四条の二関係) 個別利用区内の宅地への権利変換の申出書

年 月 日

個別利用区内の宅地への権 利変換の申出をしようとす る者 氏名

の建築物を 【存置】 するため、下記の 【宅 地】についての権利変換計画において個別 利用区内の宅地又はその借地権を与えられるよう定めるべき旨の申出をします。

1. 個別利用区内の宅地への権利変換の申出を行う宅地又は借地権

所在及び地番	地	目	地	積	権利の種別
	所在及び地番	所在及び地番地	所在及び地番 地 目	所在及び地番 地 目 地	所在及び地番 地 目 地 積

2. 存置又は移転する建築物

ċ	. 11	四人(184)	2 TM	7 0 AL 96 14								_				
	所	在		家屋番号		用	途		杮	造の概	既要		延	~	面	積
ſ																
ſ		容	積	率		建	築	面	積			移	転	時	期	
ſ					Ī											

- 服考 1 「権利の種別」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。 2 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏 名」の欄にはその法人の名称を記載すること。 3 「容積率」及び「建築面積」の欄には、存置又は移転する建築物が都市再開発法第70
- 条の2第2項第2号イに該当する場合に、当該建築物の容積率及び建築面積を記載するこ
- と。 4 「移転時期」の欄には、当該申出の目的が「2. 存置又は移転する建築物」に記載の建 集物の移転である場合に、移転子定時期を記載すること。 5 当該建築物が都市再開発法第70条の2第2項第2号ロ又はニに該当する建築物を存置又
- は移転することを目的とする場合には、当該要件に該当することを証する書面を添付す ること。

5二十四条の二関係)(A4) 個別利用区内の宅地への権利変換の申出に関する同意書 年 月 日 様式第五の三(第二十四条の二関係)(A4)

個別利用区内の宅地への権 利変換の申出の同意をしよ	住	所	
利変換の中田の向息をしよ うとする者	氏	名	

都市再開発法第70条の2第2項第1号の規定により、下記の $\begin{pmatrix} \epsilon & \text{地} \\ \text{借地権} \end{pmatrix}$ についての権利 変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申 出をすることに同意します。

記

1. 申出を行う宅地

所有権又は借地権を 有する者の氏名	所在及び地番	地	Ħ	地	積	権利の種別

2. 同意する者の権利

1 21	E	
権利の 種類	権利の目的となつている宅地の 所在及び地番	権利の目的となつている宅地の面 積

口 建築物

権利の 種類	権利の目的 とな築物の 所在	用途	構造の 概要	権利の目的となつて いる建築物の面積

- 備考 1 不要の部分は消すこと。 2 「権利の種別」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。
 - 3 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する
 - 日本の企業がから、 事項を記載すること。 4 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。

様式第六(第二十五条関係)

金銭給付等希望申出書

年 月 В

権利の変換を希望 しない旨の申出を	住	所	
しようとする者	氏	名	

都市再開発法第71条第1項の規定に基づき、下記の 信地権 建築物 . について同法第87条又

は第88条第1項及び第2項の規定による権利の変換を希望せず、 を希望するので申し出ます。

イ宅地

P	ŕ :	在	及	υĸ	地	番	地	目	地	積

口 借地権

借地権の目的となつている宅地の所在 及び地番	借地権の目的となつている宅地の面 積

ハ 建築物

所	在	家屋番号	用	途	構造の概要	延	~	面	積

- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、 その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。 4 「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的 4 「田池徳の「日かっなり、いつで地の田崎」側には、田池徳が「本かった地の主命を日か としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が「羊の宅地の 一部を目的としている場合においては、「在の「筆の宅地の一部の面積を記載すること。 5 法人の場合においては、「住所」側にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」 欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- - 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は 0 他们地区内の特定仮換地に存する建築物、能行地区内の特定仮換地からの移転建築物等 施行地区内の特定仮換地に存する建築物、能行地区内の特定仮換地からの移転建築物等 を除く。)について申し出るときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての 特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての いての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及 び地番」欄には当該信地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が 指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となっている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の

様式第七(第二十五条関係)

借家権消滅希望申出書

月

殿

借家権を有する者	住	所	
旧外種と行うでも	氏	名	

都市再開発法第71条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第88条第5項の規定 による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

所	在	家屋番号	用	途	構造の概要	延べ面積	所有者の住所及び 氏 名

備考

- 1 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する
- 1 借家権が建築物の一部を日的にしている物目しない。 事項を記載すること。 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」 欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の 目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載す ること。
- 3 宣行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除ぐ。)についての借家権について申し出るときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第八(第二十五条関係)

金銭給付等希望申出撤回書

殿

	権利の変換を希望 しない旨の申出を	住	所	
	撤回しようとする 者	氏	名	
都市再開発法第71条	第4項 第5項 第6項 の規定に基づ	づき、	下記	名の (宅 地 借地権 建築物)についての同語

第87条の規定による権利の変換を希望せず、 (金銭の給付 建築物の他への移転) を希望する旨の 申出を撤回します。

	所	在	及	Uζ	地	番	地	目	地	積

口 借地権

借地権の目的となつている宅地の所在	借地権の目的となつている宅地の面
及び地番	積

建築物

所	在	家屋番号	用 途	構造の概要	延べ面積

- 7 不要の部分は消すこと。 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、 その現況を記載すること
- ている死のを記載すること。

 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。

 「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。

- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は 施行地区内の特定仮換地に存する建築物、施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等 を除く。)についての申出を撤回するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地に を除く。)についての甲出金酸回するときは、宅地の「所在及び地部」欄には当該を地に いての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該 宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となっている宅地 の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定 仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には仮に当 該借地権の目的となっている特定仮換地の商権を付記し、基案物の「所在」欄に当該 建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する 特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第九(第二十五条関係)

借家権消滅希望申出撤回書

月 日

殿

借家権を有する者	住 所	
旧外性と用りの目	氏 名	

都市再開発法第71条 第4項 第5項 第6項 の規定に基づき、下記の建築物についての同法第88条

第5項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申出を撤回します。

記

所	在	家屋番号	用	途	構造の概要	延べ面積	所有者の住所及び 氏 名

- ... 1 不要の部分は消すこと。

- 4 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物 等を除く。)についての借家権についての申出を撤回するときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特 定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十(第二十八条関係)

権 利 変 換 計 画 書 (一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)者しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定土地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地者しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

施設を基準との を発生し、 を発生し、 を対し、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 を	設物部にて権え	施築一つ配設物部い偶	のにて	築物 (指)	の一	敷地若 部等を	しくは	はその	土右	+± /\																												
分又は施設 建築物の一 部等を与え	借権 与え	配偶		16th 200			'与スら (。)、f ·部につ	告地村	こと W若し	となくは	る者(建築	の宅地 物又は					、借均				施	設建	英	物	の -	- 部	等			敗地 まそ	なる	られる 資産のf		施設等	東統 断	m 若 1 .	< H.	その共有
A 1- 7 - 1 94		居住を与	権	こと	とな	る者の	借家権 肯定土地	の目	的と	なっ	てい	る施行	権ス	也、 f とは st O 価 都	主築	つい権等	建築物での打の登記	旦保		ħ	包 設	: 建	築年	匆の	_	部		施と設す	のま		概算額	A		持分を関する	ては施設 権利の	設建築 の上に	物の有す	一部等に ることと 系る権利
	れることと	られとなる	ると	宅	地	借地	也權		建	築物		備				係る	権利			専	用	部	分			共用部 分の却 有持欠		建る築地	施設	on.	価	施設持			- PINTE	17.2		N O IETS
氏 住 氏		氏住	偶	沂 地	地	借地権の	借地 権の		家厂	相構	延		宅借			権権	有"				番	床	用	明月	館	告 昇	そ	物上の権	建築		建 築 額			権	椎	権利者	を る	担保権
名 2 又			者居住	生		目的 となって	目的 とな		量	造	~		HE.	1 築物		利利	者 氏名	住										所の	敷	地	物の	敷価額	計	利	利	者 氏名		等の登 記に係
ti ti			権の存			いる宅地	つて いる		番	Ø	面		Ø 0	0		のの	又は	t	棟	階		面				降	n	有共を有	地の	の共	の概	又の		0	Ø	又は		る権利 につい ての必
名 名			統規	-		の所 在及 び地	宅地 の面			概				6 66		種片												目持	区	有持	部	は概そ算		種	内			要な定め
称 所 称	所	名所	間	野目	積	番	積	在	号追	金要	積	考	額割	額		類容	名科	所			号	積	途	細	下!	没 機	他	的分	城	分	等額	の額		類	容	名称	所	
++									+					+										-														

1 法第88条第1項ただし書の地代の概算額の支払い期日及び支払い方法

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。) 若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその 共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

施設強	t 年 新士	也若しくはその共		建築県	敗地若	しくに	はその	共有护	寺分又	は施設	段建築物の一部	等又は借家権を	与えり	っれなり	い者が	失う年	告地(指	定宅は	也を除	く。)ま	皆しく	は建築	変物又に	は権利			宅地(打 権利の		地を除	く。)若しくは建
有持分	子又は別	面設建築物の一部 量を与えられない			地	N	Ł	築		物	借す	也 権		持権の 禁物	目的	生まなつ		配偶	権 者居住 る建築		目的と	なつ		の他	宅地	建築物	借地	利の価告家権	額その他の	
氏 又 名	名 住 は 称 所		所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目 的となつで いる宅地の 所在及び地 番	借地権の目 的となつて いる宅地の 面 積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容	の価額	の価額	権の価額	惟の価額	権利の価額	라

1 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

		めの一部等 いない者	つい		めの一部に 持権を与え	施設建築物でいて配便を与えられ	禺者居住権	地権ない	若し者の何	くは建 昔家権	築物又は施設	れない者の宅 建築物の一部 つている施行地	につい	ハて借	家権を	を与え	られ					く。)、借地権、 の価額
氏	名	住	氏	名	住	氏	住	宅		地	借 均	也 権	建		築		物	宅	借	建	借	
又名	は称	所	又名	は称	所	名	所	所在及び地番	地目	地	借地権の目 的となって いる宅地の 所在及び地 番	借地権の目 的となって いる宅地の 面積	所	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	地の価額	地権の価額	築物の価額	家権の価額	ŧ₩
	7.3	ופו	- H	,,	17)1	和	ומ	金	Н	梖	H		仕	77	述	安	惧	假具	假	假	积	
						A																

¹ 法第91条第1項の補償金(利息相当金額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(四) 組合の参加組合員に関する事項

(四) 組合の参加組合貝に関する事項										
		施	設	建築	物	Ø -	- 部	等		
参加組合員		施	設	車 築	物(カ ー	部			16. 1. 15.
	専	用	部	分		共月	用部 分(の共有	寺 分	施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分
氏 夕 寸 Þ		番	床	用	明	廊	階	昇	そ	築と有物の
氏名又は 住 所 名 称	棟階		面					降	の	所地
41 111		号	積	途	細	下	段	機	他	有工

(五) 特定事業参加者に関する事項

				施	設	建築	物	Ø -	一部	等		
特定事	事業 参加者			施	設	車 築	物(D —	部			振る袋
			専	用	部	分		共月	用部 分(の共有技	寺 分	施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分
氏名又は				番	床	用	明	廊	階	昇	そ	物すお
	住 所	棟	階		面					降	の	有上
名 称				号	積	途	細	下	段	機	他	

六) 施行者の取得する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等及び当該施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

		ħ	色 設	建身	货物	Ø -	一 音	多等			施設建	築敷地	施設建築		46: 07L Z-8: 60	物の一部	17.01.7	tree 246	eta été na	施設建築	き物の一		管 理	処 分	の方法	£	
			設建部		勿の	共	用言	部分持		施設建 築物の 所有を	又はそ 持分	の共有		ハて賃借 えられる よる者		住権を与		標 準 家賃の	家賃以外の借	部等及で 築敷地3 共有持分	てはその		、又は	護受け 賃借 決定	人又は り人の 方 法	そ	
堜	階	番号	床面積					昇 降 機	Ø	目的と 地の 上本 が 大 大 大	施設建 築敷地 の区域	施設建 築敷地 の共有 持分	氏 名 又 は 名 称	住 所	氏 名	住 所	配偶者 居住権 の存続 期間	概算額	家条件の概要	施設建築物の 一部等	施築又の持分 を表する。 をまする。 をまる。 をまるる。 をまるる。 をまるる。 をまるる。 をまるる。 をまる。 をまるる。 をまるる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をも。 をもる。 をも。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 を。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 を。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 を。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をも。 をもる。 をもる。 をもる。 をも。 をも。 をも。 をもる。 をもる。 をもる。 をも。 をも。 をもる。 をもる。 を。 を。 を。	施設建築物の 一部等	施築 変数 地 そ有 持分	施設建築物の 一部等	施築又の持分 対しま分	の他	備老

(七) 施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要並びに施設建築敷地の価額の概算額及び当該施設建築敷地に設定される地 上権の価額の概算額

街区番号	施設建築敷地に建 築される施設建築 物の棟番号	施設建築敷地の区域	施設建築敷地の 価額の概算額	地上権の価額の 概算額	地代の概算額	地代以外の借地条件の概要

(A)	権利変換期日	十地の明測しの予定時期	個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

(+1)	新た ナンバ	(井協設の	田に仕っ	ナス十批	の帰属に	関オス車項	í

公共施設の種類	名	称	延長又は面積	区域	土地の帰属	備

(十) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

~~	D/7	•	t7	Eh-	ын I. +4с	Ø 111	6m	July 1.	+6=	•	/3 E		上権の	存続期	期間る	-の	他の)条	件の	の根	死要		±z.	
坦	路	0)	名	孙	地上権	の明	作田	地上	惟	()	畑 ル	存	続	期	間	そ	の	他	の	条	件	備	考	

(十一) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

柳木亭冲放坐。在私	14 1 45 o 112 on	III L MAN IN	地上権の存続期間	間その他の条件の概要	/+ts -t-y.
都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	存続期間	その他の条件	備考

(十二) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

権利	者			権	利	変換	期日	前の	権	利	の	状	况						権	利	変換	期日	後(の 権	利	0	状 i	兄			
個別用ので	区内 三地	えら				又はその侵 者の指定宅			はも	官宅は	更用 しゅうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかん かいかん かいかん かいか	の値つい	定宅 は 使用 リ の登記	又益 札 の担 化	権に 保権		個別	利用区	内の宅	三地又	はその使	用収益権		こと資産	えと 金質	なる価額	はそ に有	この使 すする	10 円 収	! 益権 : とな : 保る	地又 の上 る担 権利
の使収益を与	上権	πих	金化						額			利	が立記	11-11	の惟	i	宅	地	3		使用収益	拴権	備	宅地	使用		権	権	有者		担保権等
らわ	いる : と	1	包地	į		使用収益	i権	備	宅	使用		権	権	権有者	削をする	個別	所	地	地	使用	使用収 益権の	使用収 益権の		。 の	収益		利	利	氏	住	の登 記に
氏	住	所	地	地	使用	使用収益権の	使用収益権の		地	収益		利	利	氏	住	利用区内	在及			収益	目的と なって	目的と		価額	権の価	計	Ø	Ø	名又		係る権利
名又は		在及び			用収益権	目的なっている名	目的と なって		の価	権の	計	の種	<i>о</i>	名又は		内の宅地	び			権の	いる宅地の所	なって いる宅		の概	額の概		種	内	は		につ いて の必
名	所	地番	目	積	の種類	地の所在及び地番	いる宅 地の面 積	考	額	価額		粗粗	内容	名称	所	の区域	地番	B	穑	種類	在及び地番	地の面 積	考	算額	算額		類	容	名称	所	要な定め
						地雷	1,8	,	-			~								~	- 4 1									~1	

(十三) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

	1	固別利用区内の	宅地			管理処	分の方法	
	宅				譲渡し又は賃	譲受け人又は		
個別利用区 内の宅地の 区域	所在及び地 番	地目	地積	備考	譲渡し又は賃 貸しの別	譲受け人又は 賃借り人の決 定方法	その他	備考

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、 「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部等」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。

- 4 「施設建築敷地の共有持分」欄は、1の施設建築敷地について所有権を与えられる者が1人であるときは、空欄とすること。
- 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、 従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨 を記載すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、 従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共 団体であるときは、その旨を記載すること。
- 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となつている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十一(第二十八条関係)

権利変換計画書

(一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるもの区間する事項

	権		利		者			柞	雀	利 多	と 換	į	期	日	À	ή	の	権	7	il]	の	ł	t.	況		権	利	変換	真期	日:	後の	権	利の	状	況
敷地 施設 物に	建築 関す		一部で賃	部に	建築物で住権を	配偶	とと 築物 とと	なる 又は なる	者の 施設 者の	又は施設 宅地(指定 建築物の 借家権の (く。)に	官宅地を 一部につ 目的とな	除く。 いて :つて	,)、 借家 いる	借地 権を	権若 与え	しく られ	は建 るこ	7	宅地、 又は対 西額			建组担	築物	告地権 こつい 等の登	ての	築りに	建地す利	築生	建にる	価	利のの額額	設建利のとな	建築物に対した。	こ関す 有する 呆権等	る権 こと
る 与る な	られ とと		を与え ること る者	られる 者	3 こと。	となる	9	È H	<u>t</u>	借均	也権		建	築	物			宅地	借地	建築		権利	権利	権利する		権利	権利	権利	権利	施設建築の価	設	権利	権利	権利する	
氏名	住	氏名	住	氏	住	配偶者居住権	所在及	地		借地権 の目か となつ	借地権 の目的 となつ		家屋	用	構造	延べ	備考		権の	物の	計	0	n	氏名又	住	o o	o o	o	n	敷地に	乗物に関すの 概	o o	1 1	氏名	住
又は名称		又は名称				の存続期	び地			て宅所び地るの及番	ている 宅地の 面積		番		の概	面		価	価	価		種	内	は名		種	内	種	内	権	,る権 和		内	又は 名称	
11/1/	所		所	名	所	開	番	B	積			在	号	途	要	積		額	額	額		類	容	称	所	類	容	類	容	利額	の額	類	容	7111	所

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。) 若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は施設建築物の一部についての借家権を与えられない者に関する事項

	設建	築敷	T .								権利又は				・者が失					建築物	又は権	利					地(指定 の価額		除く。)	、建築
		くは築物												権							利				宅	建				
		る権															借家	権												
権	又は を与 ない ^す			宅均	也		建	築	物		借址	也 権	賃借権	値の目的	となつで	ている建	築物	配偶する建築	皆居住村 等物	雀の目自	りとな~	ってい	そのf 利	也の権	lul.	築	格	配利の価	額	
		住	所	地	地	所	家	用	構	延	借地	借地	所	家	用	構	延	所	家	用	構	延	権	権	地		借	借	そ	
氏	名		在						造	7	権の目的な	権の目的		屋		造	~		В		造	~	利	利	Ø	物	地	家	の他	計
又	は		及				屋		Ø		つて いる	となって		座		Ø			屋		Ø		Ø.	Ø.		Ø	権	権	を	н
~	×1.		び				番			面	宅地の所	いる宅地		番			面		番			面			価	価	Ø	Ø	利	
名	称		地						概		在及び地	で地の面				概					概		種	内		limi	価	価	の価	
		所	番	目	積	在	号	途	要	積	番	積	在	号	途	要	積	在	号	途	要	積	類	容	額	額	額	額	額	

(三) 組合の参加組合員に関する事項

(二)	組合の参加	組合貝	に関する	争坦																				
参	加	組	合	員			施部	建築	敷地	に関	する村	雀利					施	設建	築物に	こ関す	一る権	鯏		
氏名又	又は名称	住		所	権	利	の	種	類	権	利	の	内	容	権	利	Ø	種	類	権	利	の	内	容

(四) 特定事業参加者に関する事項

(四)	JA YE	尹木:	沙川伯 に	対する	平久																					
特	定	事	業	参	加	者			施討	设建築	敷地	に関	するね	雀利					施記		物に	関す	る権	利		
氏名	又は名	称	住			所	権	利	Ø	種	類	権	利	の	内	容	権	利	Ø	種	類	権	利	D	内	容

(五) 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利のうち(一)、(三)及び(四)以外の部分の明細、その帰属並びにその管理処分の方法

施設建築物地に関					大 7 つ作作リッ	//b(/, (_/.	XU (E)/3//	~> ロレン1 ~> 1/2 1	こ~)川周里に					
権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 大の決定方法 人の決定方法 種類 内容 種類 内容 在額 長名 日本 日本 日本 一個 一個 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設建築</td> <td>築敷地又は施設建</td> <td>築物に関する</td> <td>権利の帰属</td> <td>echologia i ⊤</td> <td>管理</td> <td></td> <td></td> <td>方 法</td> <td></td>					施設建築	築敷地又は施設建	築物に関する	権利の帰属	echologia i ⊤	管理			方 法	
権利の 権利の 権利の 権利の 権利の 内 容 種 類 内 容 種 類 内 容 和 類 内 容 和 類 内 容 和 類 内 容 和 類 内 容 和 類 内 容 和 類 内 容 和 質 由 氏名又は 由 所 タ か は 自 所 敷地に関 物に関す 物に関す 物に関す	9 公作下リ	1	9 公作1		11 11 7-1- 64-41	ur ne i a taki	17.77.74.66.47) HH) - 16-6-1		くは貝貝し				
種 類 内 容 種 類 内 容 ^{CA X li} 住 所 ^{CA X li} 住 所 敷地に関 物に関す 敷地に関 物に関す					施設建築叛	地に関する権利	施設建築物	7に関する権利						
性 類 円 谷 性 類 円 谷 _{友 新} 仕 所 _{友 新} 仕 所 <u></u>					氏 名 マ け		氏 名 マ け						その他	備考
1 m 1	種 類	内 容	種 類	内 容		住 所		住 所	敷地に関	物に関す	敷地に関	物に関す		
					2 你		名 你		する権利	る権利	する権利	る権利		

(ノヽ) 作作がり後がみのノビリる	(六)	権利変換の内容
-------------------	-----	---------

(七) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期 期

(八) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

() MIC-SAM	か	C DK 7 3 T YE	の市内に因うの予決					
公共施設の種類	名	称	延長又は面積	区	域	土地の帰属の相手方	備	考

(九) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

() 10 () 11	71. 7. 17. 17.			1111-	1	
道路の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間を	その他の条件の概要	備	考
担 的 の 名 称	地工権の別和	地上権の滞馬	存続期間	その他の条件	VĦ	与

(十) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

如士克古佛学の互動	地上格の明例	地上佐の月見	地上権の存続期間で	一の他の条件の概要	/±±: ±z.
都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	存続期間	その他の条件	備考

(十一) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

権利	1 者	Ħ	重 禾	」変	き 持	期	H	前	の	権	利				-				権利	」変	換り	期 日	後 0	り権	利	0)	状				
個別和内の名はその収益本	と地又 り使用	収	益権	を与え	られ		その使 となる V益権		はそ	三宅 出 この 値 な権 の	き用	の値つい	定用の登り	収益4 の担化	権に 保権	1	固別利	用区内	の宅均	他又は	その使	用収益	権	こと資産	えられ ことな 雀の旬 毛 算額	よる 西額	はそにす	その値 有する	使用すること	収益相 とと	老地又 権の上 なる権
えられ ととな			宅坩	<u>t</u>	6		企権	備	宅	使用		権	権		削をする		宅	地		偵	ぎ用収益	E権	備	宅地	使用収		権	権	権利者		担保権等
氏名	住	所在	地	地	使用	使用 収益 権の	使用 収益 権の		地	収		利	利	氏名	住	個別利	所在	地	地	使用	使用 収益 権の	使用 収益 権の		の価	益権		利	利	氏名	住	の登 記に 係る
又		及			収益	目的 と なっ	目的		Ø	益権	計	Ø	Ø	又		用区内	及			収益	目的 と なっ	目的 と		額の	の価	計	Ø	Ø	又		権利につ
は名		び地			権の	ている宅地で	なっ てい る宅		価	0		種	内	は名		の宅地	び地			権の	ている宅地で	なっ てい る宅		概	額の概		種	内	は名		いて の必
称	所	番	目	積	種類	所在 及び 地番	地の 面積	考	額	価額		類	容	布称	所	の区域	番番	目	積	種類	所在 及び 地番	地の 面積	考	算額	算額		類	容		所	要な定め
																															Ì

(十二) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

(1二/) 旭1	1日(こ川)両 チン	画加利用 OF 107 七月	四に関する事項					
		個別利用区内の宅	地			管理処分	の方法	
		宅 地				譲受け人又は		
個別利用区 内の宅地の 区域	所在及び地 番	地目	地積	備考	譲渡し又は賃 貸しの別	賃借り人の決 定方法	その他	備考

(十三) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 2 施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築 敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となつている部分を明確にすること。
- 3 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載 し、当該権利の対象となつている部分を明確にすること。
- 4 権利変換の内容には、権利変換期日後の権利の変換の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、 従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となつている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十二(第二十八条関係)

権 利 変 換 計 画 書

(一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。) 若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地(指定宅地を除く。) に在する海棠物について借安権を有くる者で、当該保安権に対応して、施設体条物の一部について借安権を与えられることとなるものに関する事項

	(JH AC	-EAR & F		(-1F 9 %	ノ地外や	まについ	C18 ×	5-19E 12	. 18 9	2416	⇒ 10×10	※1性	(N	心し	C , 1	吧以	@ 381	200	ppro	-) (. 718	>5-11E	とサノ	1000	2-0	C 13.	うり	V(C)	X3 7 1	N-44.	ж										
権			利			者		権利変換期日前の権利の状況											権利変換期						日	後	の権	利	利の状況												
部分られ	施設のたるよ	の一部 いて1 を与;	±築物 部に機 を で 性 れ・	施設建築物の一部 について配偶者居 住権を与えられる こととなる者		宅地の一	也を防 一部に	全く。) こつい)、借地 て借家	えられる 権若し 権を与 <i> </i> いる建築	くはタ	主築年	勿又に	よ施設	史建 组	能物		也、作			築物	かにつ	いて	又は建 の担保 係る権		専	施部用部	t建築 分	物の	共月		分の	築	設 敷 共 分	建築施設	地の	上に有		ととり	ける権利 なる担保 」	
とな	る者	るこ。	ととな	288	なる者	ŕ		宅地		借:	地権		š	建築物	勿		備	宅	借	建		権	椎	権利する	刊を有 者		ě	床	用	明	er R	告 昇	トそ		共	の部	権	権	権利する	を有 者	担保権等
氏名	住	氏名	住	氏	住	配偶者	所在	地	地	借権の的	借地権の目的		家	用	構造	延		地		築物		利	利	氏名	住									設建築	有	分の	利	利	氏名	住	の登 記に 係る
又		又				居住権	及			とついる	となって		屋		<u></u>	7		Ø		1-4	計	Ø	Ø	又		楝	階	Œ				降	£ Ø	敷		価額	n	Ø	又		権利につ
は名		は名				の存続	び地			宅地 の所 在及	いる 宅地		番		概	面		価		価		種	内	は名										地の一	持	の概	種	内	は名		いて の必
称	所	称	Pf	名	₽fi	期間	番	目	積	び地番	の面積		号	途	要	積	考	額	額	額		類	容	称	所		5	計 積	途	細	下員	5 機	色他	区域	分	算額	類	容	称	PF	要な定め

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

Th the blanch	nn - de () -				建築	施設の	部分	マは借	家権を	与えられなり	ハ者が失う宅	:地(指	定宅	地を除	ŧ<.)若し	くは	建築物	カ又は	権利				失われ		也(指定	官宅地を	除く。)、	建築物又は権利
	没の部分又										権									削				笔	7.da				
れないす	雀を与えら 者	宅		地	建		築		物	借力	也 権		告権の 3建築	目的物	とな			男者居ってい.			権的と	その権	他の利	地	建築物	権	利の	価 額	
氏名	住	所在	地	地	所	家屋	用	構造	延べ	借地権の目的とな	借地権の 目的とな	所	家屋	用	構造	延べ	所	家屋	用	構造	延べ	権利	権利	0	o o	借地地	借家物	そのの価	計
又は		及び地				番		の概	面	つている 宅地の所 在及び地	つている 宅地の面 積		番		の概	面		番		の概	面	の種	の内	価額	価額	権の価	権の価	他額の権	
名称	所	番	目	積	在	号	途	要	積	番		在	号	途	要	積	在	号	途	要	積	類	容		-	額	額	利	

¹ 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

		设の部分 られない	部は	こつV と与え	き物の一 いて賃借 たられな	部につい	廃物の一 \て配偶 権を与え \者	権若れな	しくは い者の	建築物 (借家村	と与えられた 物又は施設 をの目的と る建築物	建築物の一	一部に	ついて	借家	権を与	えら	宅地	宅地(指定宅地を除く。)、借地権、 物又は借家権の価額				
氏	名	住	氏	名	住	氏	住	宅		地	借 均	也 権	建		築		物	宅	借	建	借		
又名	は称	所	又名	は称	所	名	所	所地在及び番	地目	地積	借のとて宅所び地目ない地在地	借のとて宅面 地目ない地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	地の価額	地権の価額	築物の価額	家権の価額	計	

¹ 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(四) 組合の参加組合員に関する事項

参加組	. 合 員				施	設 建	築	物	o –	部			施設建築敷地の	 比有持分	
9 /91 /12			専 用 部 分 共用部分の共有持分												
氏名又は名称	住	所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	

(五) 特定事業参加者に関する事項

(五) 特正爭某参加	1日に関り	の事例	,												
特定事業		耂			施	設 建	築	物	の <u></u>	部			施設建築敷地の	北方栋 公	
村 足 事 未	: <i>>> /</i> /II	18		専	用	꽘	分		共	用部分の	り共有持	分	ALIANAL AND THE STATE OF THE ST		
氏名又は名称	住	所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	

(六) 施行者の取得する建築施設の部分及び施行者の取得する施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

		1 設	建	築	物	の	→ 7	部		施設建等	築敷地	施設建築部につい				の一部に 者居住権	標準	家賃 以外	建築	管理	里 処 彡	うの カ	法
I	事	用	部	3	रे	共用 分	部分	の共	有持	の共有技		権を与え こととな	られる		えられ	ることと	家賃	の借	施設の部	譲渡し、又	譲受け 人又は		
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建 築敷地 の区域	共有 持分	氏名又 は名称	住所	氏名		配偶者居 住権の存 続期間	の概 算額	家条 件の 概要	分の 帰属	は賃貸しの別	賃借り 人の決 定方法	その他	備考

(七) 施設建築敷地の価額の概算額

街	区	番	号	施設建築敷地に建築される施設建築物の 棟番号	施設建築敷地の区域	施設建築敷地の価額の概算額

- (八) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期
- (九) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名	称	延長又は面積	区 域	戉	土地の帰属の	相手方	備考

(十) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道路の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間	その他の条件の概要	備	考
担路の石が	16.1.7年 V 29万 州山	1611/程 グブ市 /禹	存 続 期 間	その他の条件	·VHI	4
						Į.

(十一) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

如土克油砂米の互動	地上権の明細	地上佐の目見	地上権の存続期間	その他の条件の概要	/#: ±z.
都市高速鉄道の名称	地工権の明和	地上権の帰属	存続期間	その他の条件	備考

(十二) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

権	利 者			権	利 変	连换	期日	前	の	権 和	FI] 07.	状	況							権	利 変	換 期	日:	後の	権	利	のぉ	犬 況			
内のはその	利用区 宅地又 の使用 権を与	権を	与え	られる		又はその となる? ii			その	宅地 使用 価額		使用ての記に	宅地 収益 担保 係る	権に 権等の	つい	個另	川利用	区内の	の宅地	又は	その使用	収益権		こと資産の概	えられ ことな その 仮 そ 算額	よる	用収	益権の	上に有		はその使 こととな 5権利
えらね			宅地	it.	E	吏用収益	拴権	備	宅	使用		権	権	有者	削を する	5	È	1	地		使用収益	£権	備	宅地	使用归		権	権		削をする	担保権等
氏名	住	所在	地	地	使用	使用 収益 権の	使用 収益 権の		地	収		利	利	氏名	住	個別利	所在	地	地	使用	使用益の権	使収益の		の価	収益権		利	利	氏名	住	の登記に
又		及			収益	目的 と なっ	目的と		Ø	益権	計	Ø	Ø.	又		用区内	及			収益	目となっ	目的と		額	の価	計	n	Ø	又		係る権利につ
は		び			権の	てい る宅 地の	なってい		価	Ø		種	内	は		の宅地	び			権の	てる地	なってい		の概	額の		種	内	は		いて の必
名称	所	地番	B	秸	種類	所在 及び 地番	る宅 地の 面積	考	額	価額		類	容	名称	所	の区域	地番	B	穑	種類	所 在 及 び 地番	る宅地の面積	考	算額	概 算 額		類	容	名称	所	要な定め
471	721	Ħ	Р	1月	规		III-JA	~9	积	ПH		规	47	77	721	攻	Ħ	Р	7只	规		шуя	~-9	HM.	枳		规	47	421	.721	AL*>
																													_		
																													\vdash	Н	

(十三) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

	ſ	固別利用区内の領	宅地		管理処分の方法					
		地			****	譲受け人又は				
個別利用区 内の宅地の 区域	所在及び地 番	地目	地積	備考	譲渡し又は賃 貸しの別	譲受け人又は 賃借り人の決 定方法	その他	備考		

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別 紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- 4 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 5 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には当該借地権の目的となっている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となっている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に存する旨を付記すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

様式第十三(第三十一条関係)

裁決申請者住所

都市再開発法第73条第1項第3号、第8号、第16号又は第17号の価額について同法第83条第 3項の規定により同条第2項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第1項 の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第18 号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額
- 4 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第18 号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及び その内訳
- 5 都市再開発法第83条第2項の規定により提出した意見書の内容及び同条第3項の規定により施行者のした通知の内容

年 月 日

裁決申請者 住所 氏名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。
- 2 「価額の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名 称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に関する権利の価額について裁決を申請するときは、当該宅地又は当該権利の目的である宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を付記すること。

様式第十三の二(第三十二条の二関係)

権利変換期日等通知書

年 月 日

施行者 事務所の所在地 氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名

登 記 所 殿

都市再開発法第86条の2の規定によつて、下記のとおり通知します。

#2

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
- 2 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
- 3 権利変換期日 年 月 日 (変更された権利変換期日 年

変更された権利変換期日 年 月 日)

4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日 (権利変換計画の変更の認可を受けた(又は権利変換計画について都市再開発法施行 令第25条各号に掲げる軽微な変更をした)年月日 年 月 日)

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は直近の変更の日を記入すること。

様式第十四(第三十三条関係)

補償金等払渡通知書

施行者 事務所の所在地 氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名

配当機関殿

都市再開発法第94条 $\begin{pmatrix} \hat{\mathbf{x}}$ 1項 $\\ \hat{\mathbf{y}}$ 4項 $\end{pmatrix}$ の規定によつて、下記のとおり払い渡すので、通知します。

2 差押え 仮差押え に係る権利の種類

に係る権利の明細

イ 宅地

所	在	及	U	地	番	地	目	地	積

ロ 宅地に関する所有権以外の権利

	権利の目的となつている宅地の	権利の目的とかっている字
権利の種類		地の面積

ハ 建築物

所	在	家	屋	番	号	用	途	構造の概要	延	~	面	積

がされた年月日

4 差押え 仮差押え をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

- 備考 1 補償金等払渡通知書は、差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成する こと。
- 2 不要の部分は消すこと。 3 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地苦しくはその宅地に関する所有権以 特権以外の保制の「権利の目的となっていると地の所任及の認識」 棚には当該権制の目的となっているを地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「権利の目的となっている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」 欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十五(第三十三条関係)

権利喪失通知書

年 月 日

施行者 事務所の所在地 氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名

配当機関緊

都市再開発法第87条の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので、通知します。

\$2

- 1 宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額
- 3 権利変換期日
- 4 権利変換計画の備付け場所

借字

- 1 権利喪失通知書は、失われる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利ごとに作成 オスニレ
- 2 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に関する権利の喪失を 通知するときは、当該宅地又は当該権利の目的である宅地についての特定仮換地の番号 及び特定仮換地が指定されている旨を付記すること。

様式第十六(第三十五条関係)

裁定申立書

賃借り人 住 所 氏名及び職業

都市再開発法 $\left(\frac{\hat{\pi}_102 \hat{\pi}_1\Pi}{\hat{\pi}_118 \hat{\pi}_022 \hat{\pi}_1\Pi}\right)$ の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である施設建築物の一部の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住 所 氏 名

殿

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにする こと。
- 2 「その他参考となる事項」については、法第102条第2項各号(法第118条の22第2項に おいて準用する場合を含む。)に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前 の家賃その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 不要の部分は消すこと。

様式第十七(第三十七条の二関係)

譲受け希望申出書

年 月 日

殿

譲受け希望の申出	住所
譲受け希望の申出 をしようとする者	氏名

都市再開発法第118条の2第1項の規定に基づき、下記の 借地権 建築物

建築施設の部分の譲受けを希望するので申し出ます。 記

イ 宅地 所 在 及 び 地 番 地 目 地 積

借地権

借地権の目的となつている宅地の所在及 び地番	借地権の目的となつている宅地の面積

ハ 建築物

所	在	家屋番号	用	途	構造の概要	延べ面積

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目 的としている場合においては、その面積を偏考3の例により記載し、借地権が一筆の 宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載す ること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権 又は旅行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建 築物等を除く。)の対償に代えて建築施設の部分の譲受け希望を中止出るときは、宅 地の「所在及び地詣」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定反換地が 指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の機食付記し、

借地権の「借地権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となっている守庭及地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十八(第三十七条の二関係)

賃借り希望申出書

年 月 日

殿

賃借り希望の申出 住所 をしようとする者 氏名		
	賃借り希望の申出	住所

都市再開発法第118条の2第5項の規定に基づき、下記の建築物について借家権を有する者 として、施設建築物の一部の賃借りを希望するので申し出ます。

					話		
所	在	家屋番号	用	途	構造の 概要	延べ面積	所有者の住所 及 び 氏 名

備考

- 1 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏 名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借 家権の目的となつている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名 称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築

物等を除く。)について借家権を有する者として申し出るときは、「所在」欄には当 該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存 する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十九(第三十七条の二関係)

譲受け希望申出撤回書

月

譲受け希望の申出 を撤回しようとす る者		
を撤回しようとす 気者 氏名	譲受け希望の申出	住所
	を撤回しようとす る者	氏名

都市再開発法第118条の5第1項の規定に基づき、下記の

て建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出を撤回します

1	宅地

口 借地権	
借地権の目的となつている宅地の所在及 び地番	借地権の目的となつている宅地の面積

/ 建築物					
所	在	家屋番号	用 途	構造の概要	延べ面積

- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別によ り、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目 的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の 宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載す ること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏 名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権 又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建 築物等を除く。)の対償に代えて建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出を撤回

するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮焼地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には反に当該性地権の目的となっている特定仮焼地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮機地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第二十(第三十七条の二関係)

賃借り希望申出撤回書

年 月 日

殿

賃借り希望の申出を	住所
賃借り希望の申出を 撤回しようとする者	氏名

都市再開発法第118条の5第1項の規定に基づき、下記の建築物について借家権を有する者 として施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出を撤回します。

					記		
l	所	在	家屋番号	用 遊	構造の 概要	延べ面積	所有者の住所 及 び 氏 名
l							
l							
l							
l							

備考

- 1 借寮権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定仮検地に存する建築物(施行地区内の特定仮検地からの移転建築物等を除く。)について借家権を有する者としての申出を撤回するときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮検地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮検地の番号及び当該建築物が当該特定仮検地に存する旨を付記すること。

様式第二十一(第三十七条の五関係)

管 理 処 分 計 画 書

(一) 譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

	建築施 分を譲	画設の	の部	施設を	建築を賃	昔り	施	27 D	ŧ 3	建	築	物	0)	_	部	4-4	設建 敷地		借	地楮	若し	部分を諍くは建築	物又に	は施調	2)建组	築物(の一音	部を負	賃借		地、は建		
	ること 者	とか	なる	る者				専	用	部	分		共用部分 共有持分		の	の 持	築敷地 の共有 持 分 を を お お お お お お お お お お お お お お お お お			する 物	こと	となる者	か借	家権(の目白	的と	なつて	ている	5建		積額		, 0,	
	氏名			氏名					番	床	用	明	廊	階	昇	そ	лц	共	の	3	宅	地	借 地	権		建	築	物	ſ	備	宅	借	建	
																	設建		部分	所	地	地	借地権	借地	所	家	用	構	延		地	地	築	
																	築	有	の価額	在			の目的	権の 目的				浩			o)	権	物	
	又は	住	所	又は	住	所	棟	階		面					降	の	敷		σ	及			となつている	となって		屋		n n	~		見	の	の	計
																	地の	持)概算額	び			宅地の	いる		番			面			1	見	
																	区		額	地			所在及	宅地の面				概			積	積	積	
	名称			名称					号	積	途	細	下	段	機	他	域	分		番	目	積	び地番	積	在	뮷	途	要	積	考	額	額	額	
ľ																																		
L																												<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>		ш	

(二) 施行者に帰属することとなる建築施設の部分及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

	方	布 訳	建建	築	物	o -			-		沒建榮 敷 地 _立					標準	家賃	建築	管理処分の方法					
:	専	用	部	5	}	持		分の共	· 有	の共有技	f7i	こととな	る者	家賃	以外 の借 家条	施設 の部	譲渡し	譲受け 人又は						
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建 築敷地 の区域	共有 持分	氏名又 は名称	住 所	の概算額	多呆 件の 概要	分の 帰属	又は賃 貸しの 別	賃借り 人の決 定方法	その他	備	考			

(三) 法第118条の10において準用する法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分	分を譲り受ける v者	施設建築物の-	-部を賃借りす :い者					できない者の宅 きない者の借家					
				宅	1	地	借步	也 権	3	韭	築	中	ħ
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	所在及び 番	地目	地積	借地権の目 的とな宅地の 所在及び地 番	借地権の目 的となつて いる宅地の 面積		家番屋号	用途	構概造の要	延べ面積

(四) 特定事業参加者に関する事項

	施	設	廷	İ	築	物	0	פ	-	部	歯部建築敷地の	# 右 娃 公
	専	J	用	部		分	共 用	部 分 0) 共有	持 分	ル 以 是 宋 放 地 <i>い</i> :	共有行为
所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分
	加者一所	加者専	東 リ	加 者 専 用 所 棟 階	加 者 専 用 部	加 者 専 用 部	加 者 専 用 部 分	加 者 専 用 部 分 共用	加 者 再 部 分 共 用 部 分 の	加 者 専 用 部 分 共用部分の共有	加者専用部分の共有持分	加者専用部分の共有持分を設建築敷地の

(五) (-	一)の見積額並びに(一)	及び(二)の概算額の算	算定の基準日並びに工事	完了の予定時期
--------	--------------------------------	-------------	-------------	---------

(六) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名 称	延長又は面積	区 域	土地の帰属の相手方	備考

(七) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

**	路	<i>D</i>	Þ	#Ar-	HH.	L	+4=	D	ПH	-¢m	ЬШ	L	+4=	0	JB.	E		上権の											老
坦	珀	0)	泊	你小	坦	上	作组	0)	97	邓田	坦	工	作组	()	浉	冯	存	続	期	間	そ	の	他	0)	条	件	7/用		45

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期	間その他の条件の概要	備考
御川向迷妖担の右你	地上作りが加	地工権の滞馬	存続期間	その他の条件	湘石

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別 紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- 4 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を
- 5 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他 の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共 団体であるときは、その旨を記載すること。
- 6 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他 の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地 の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換 地からの移転建築物等を除く。)について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定 されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当 該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借 地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当 該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第二十一の二(第三十七条の五関係)

管理 処 分 計 画 書
(一) 譲受け希望の申出をした者で施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

施設建築 は施設を 関する材 り受者	建築物に 権利を譲	施設類部を貸ことと	責借	りす	る	施設類 地に開 権利	書築敷 関する	施設類に関す		権利の値額	西額の概算	こ物	ととれ	よる者 部を 1	他又は施設 音の宅地、 賃借りする 裏物	借地権若	しく	は建	築物	又はカ	施設強	建築			昔地権 見積額	汉は建
氏名又は名称	住 所	氏 2 名	İ	住	所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容	施築にるのの額 建地す利額算	施設建築 物に関す る権利の 価額の概 算額	宅所在及び地番		地地積	借借のとて宅所び権的つるの及番	世帯のとて宅面権権的つるの	建所在	家屋番号	第 用 途	構造の概要	物延べ面積	備考	宅地の見積額	借地権の見積額	建築物の見積額	**************************************

(二) 施行者に帰属することとなる施設建築敷地又は施設建築物に関する権利及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する 事項

施設建築 関する権		施設建築する権利	真物に関 山	施設建築特借りするこ	めの一部を賃 こととなる者	標準家賃	家賃以外 の借家条	施設建築敷地又は施設建築物に	管	理 処 分	Ø.) ;	方	法
権利の 種類	権利の 内容	権利の 種類	権利の 内容	氏名又は 名称	住 所	の概算額		関する権利の帰 属	譲渡し又は 賃貸しの別		そ	の他	備	考

- (三) 管理処分の内容
- (四) 特定事業参加者に関する事項

特		定		July.	į.	業	参	加	者	施	設	建	築	敷	地	に	関	する	る 権	利	施	設	建	築	物(z [関す	る	権	利
氏	名	又	は	名	称	住			所	権	利	O.)	種	類	権	利	の	内	容	権	利	の	種	類	権	利	Ø	内	容

- (五) (一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期
- (六) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名称	延長又は面積	区 域	土地の帰属の相手方	備考

(七) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道	路	Ф	Þ	16/r	+141	L	14:	D	BВ	- 公田	+111	L	1/4:	D	温	属	地上	上権の存続	売期間そ	一の他の)条件	‡の#	既要				借		老
坦	PH	V)	41	421	TE		作臣	V	1973	ЖШ	THE.		作臣	V	λф	/(地	存	続	期	間	そ	の	他	0)	条	件	-NHI		75

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間	その他の条件の概要	備考
部川向巫妖坦の石が	地工権の別和	地工権の海馬	存続期間	その他の条件	加与

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- 2 施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となつている部分を明確にすること。
- 3 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載し、当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- 4 管理処分の内容には、管理処分の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 6 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移 転建築物等を除く。)について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」 欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定 仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記 し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特 定仮換地に存する旨を付記すること。

月 日

				殿											
						+	能利な	20年/10年1	した者	住所					
						Ť	E个リで	談役	レル相	氏名					
す。		の建築	施設(の部分	分につ	いての)譲受	け権る	を下記	の者に譲	渡しまし	たの	で、	通知	L
		施	設 建	築	物	Ø	一	ß							
専 用 部				4	分	共月持分	目部 分	うの :	共 有	施設	受建築敷±	也の井	:有书	护分	
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の 区域 共 有 持					
								記							
±46.4	ചക	を強む	邓. 1十 未	*	住方	听									
権利の譲渡を受けた者氏						氏 名									
備	考														_
	1 =	の通	田書に	は、	権利を	譲渡	した者	の本	人確認	書類を済	付するこ	と。			
:	2 法	人の	易合に	おい	ては、	「住	折」 橌	には	その法	人の主た	る事務所	の所	在地	を、	
	名」	欄に	はその	法人	の名称	を記	載する	こと	,						

権利譲渡通知書

様式第二十二(第三十七条の七関係)

様式第二十三(第三十七条の七関係)

質権 設定 通知 書

殿

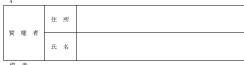
質権を設定した者 氏名

年 月 日

次表の建築施設の部分についての譲受け権を目的とする質権を下記のとおり設定しま

L	たの	で、通	知し:	ます。							
		施言	没 建	築	物	0)	一	ß			
	専 用 部 分				共用部分の共有 持分				施設建築敷地の共有持分		
楝	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の 区域	共有持分
								記			

- 1 債権額
- 2 債権の弁済期
- 質権の存続期間



- 個 考

 1 この通知書には、質権を設定した者の本人確認書類を添付すること。

 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。

様式第二十四(第三十七条の八関係)

合意成立届出書

月 日

住所 建築施設の部分の譲受け予定者 氏名 先取特権、質権又は抵当権(これらの権利を目的とする権利を含む。)を有していた者 住所 氏名

次表の建築施設の部分についての譲受け権に対する都市再開発法第118条の13第1項の 権利の消滅に関する合意が、下記のとおり(質 権 抵当権)を設定すべきことを条件として成

立しましたので、届け出ます。

施 設 建 築 物 の 一 部 専 用 部 分 共用部分の共有 特分						施設建築敷地	施設建築敷地の共有持分							
棟	階	番号				施設建築敷地の 区域	共	有	持	5.				

記

1 目的となる建築施設の部分

		施	设 建	築	物	o -	一	ß						
	専 用 部 分 共用部分の共有 施設建築敷地の共 持分					· 有书	寺分							
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の 区域	共	有	持	分

- 2 順位 3 債権額
- 4 債権の弁済期 5 質権を設定すべき場合においては、その存続期間
- 7 その他の特約事項

- 7 その他の特約事項 信考 1 この届出書には、譲受け予定者及び先取特権、質権又は抵当権(これらの権利を目 的とする権利を含む。)を有していた者の本人確認書類を添けすること。 2 法第18条の13第1項の権利の消滅に関する合意が建築施設の部分に質権又は抵当 権を改定すべきことを条件としないで成立した場合においては、この様式中「下記の とおり (質・権) 抵当権 と設定すべきことを条件として」を抹消し、下記については記載 しないこと。 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏 名」欄にはその法人の名称を記載すること。 4 不要の部分は消すこと。

様式第二十五(第三十七条の十関係)(A4)

再開発事業計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は主たる 事務所の所在地 申請者の氏名又は名称

都市再開発法第129条の2第1項の規定に基づき、再開発事業計画について認定を申請します。 この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

再開発事業計画

1 再開発事業区域

[地名地番]
[地 区]
[面 積]
[基準割合]
[建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合]

注1 [地区]の欄には「都市再開発法第2条の3第1項第2号の地区・都市再開発法第2条の3第2項の地区」の別を記入してください。

- 2 [基準割合]の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する基準割合を記入してください。
- 2 再開発事業区域内にある建築物の建築面積等

建築物番号	建築面積	延べ面積	敷 地 面 積	延べ面積の敷地面積に対する 割合	宅 地 面 積
	m^2	m^2	m^2		
	m^2	m^2	m^2		
	m ²	m^2	m^2		
合 計	m ²				m ²
うち耐火建築物計	m ²		m^2		
Your First Mark of H IRI	n-v ×/1 1.4 mm	0	U.) - 15 - 2 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-74 Mark -11 1 - / 1 1 2 - 7 1 2	

- 注1 「建築物番号」の欄には、添付する再開発事業区域にある建築物に係る配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください(「3 再開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途」において同じ。)。
 - 2 「延べ面積」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する延べ面積を記入してください。
 - 3 「うち耐火建築物計」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(1)~(4)に掲げるもの以外のものについて建築面積及び敷地面積の合計を記入してください。
- 3 再開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途

[建築物番号]	
[建築時期]	

[【構造方法]								
[主たる用途]								
[耐用年限]								
[災害等による機能低下の有無]	(有	•	無)		
[都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきものか否か]	(除却すべき	きもの	•	否)		
注1 すべての再開発事業区域内にある建築物について建築物ごとに 2 [構造方法] の欄には「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンク 3 [主たる用途] の欄には都市再開発法施行令第1条の4の表の建 ください。 4 [耐用年限] の欄には都市再開発法施行令第1条の4の表に定め 4 再開発事業区域内の土地の利用状況 (1) 再開発事業区域内の公共施設の状況	リートi 築物の	き・その他」 主たる用途の	>欄に掲	げられた	た用途の	- •	当するものを	を記入して
(2) 再開発事業区域内の土地の権利関係								
権利者十か	1 12	関す	· 3	権	利		備	考

氏名又は名称	住	所	所在及び地番	地	目	権利の目的となっ ている土地の面積	権利の種類	
						m ²		
						m ²		

(3) その他

5 建築する建築物の建築面積等

0 /	T 76	, 0/	E JE	カックを至っ	民国很可						
建	築	物	番	号	階	数	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対 する割合	建築面積	建築面積の敷地面積に対 する割合
							m^2	m^2		m^2	
							m^2	m^2		m^2	
							m^2	m^2		m^2	

- 注1 「建築物番号」の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。(「6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途」において同じ)
- 2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。
- 6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途

[建築物番号]	
[構造方法]	
[建築設備]	
[用途]	

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [建築設備]の欄には、設置する建築設備ごとに構造等を記入してください。
- 3 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 7 整備する公共施設の種類及び規模

1 追加する公共地域の種類及の規模
[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]

- 注1 [公共施設番号]の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設(再開発事業の実施により新設する公共施設及び既存の公共施設であって再開発事業の実施後も存置するものをいう。)について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。
- 8 再開発事業の実施期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	Ħ
[事業の完了の予定年月日]	年	月	目

9 再開発事業の資金計画

		内				訳	金	額	(百万円)
支	出	除		却		費			
		整		地		費			
		建		築		費			
		事		務		費			
		借	入	金	利	息			
		0		0		0			
				計					

収	入	自	己 第	金金
		借	入	金
		(借	入	先)
		0	0	0
			計	